

第一回 国会 議院

農林水産委員会議録 第十六号

(二四六)

昭和三十二年三月二十七日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 小枝 一雄君

理事吉川 久衛君 理事笛山茂太郎君

理事助川 良平君 理事田口長治郎君

理事稻富 稲人君 理事芳賀 貢君

赤澤 正道君 石坂 繁君

大石 武一君 大野 市郎君

川村善八郎君 木村 文男君

草野一郎平君 鈴名 隆君

中馬 辰猪君 綱島 正興君

永山 忠則君 八田 貞義君

原 捨思君 松浦 東介君

松野 賴三君 村松 久義君

阿部 五郎君 伊瀬 圭太郎君

石田 有全君 小川 豊明君

久保田 豊君 中村 英男君

細田 繩吉君 山田 長司君

(農林事務官) 林野庁長官 安田 善一郎君

農林事務官(農地局管理部長) 石谷 慶勇君

農林事務官(農地課長) 小林 誠一君

農林事務官(農地課長) 立川 宗保君

農林事務官(農地課長) 安藤文一郎君

農林事務官(農地課長) 岩隈 博君

及び小川豊明君が議長の指名で委員に選任された。

同日 理事中村時雄君辞任につき、その補

欠として稻富凌人君が理事に当選した。

正道君

赤澤 正道君

大石 武一君

川村善八郎君

草野一郎平君

中馬 辰猪君

永山 忠則君

原 捨思君

松野 賴三君

阿部 五郎君

石田 有全君

久保田 豊君

細田 繩吉君

(農林事務官) 林野庁長官

農林事務官(農地局管理部長)

農林事務官(農地課長)

出第八三号) ○小枝委員長 これより会議を開きます。去る十八日予備審査のため内閣から送付され、本委員会に付託されました。内閣提出森林法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小枝委員長 御異議なしと認め、ま

ず本案の趣旨について政府の説明を求めるにいたします。石谷政府

委員。

森林法の一部を改正する法律案

森林法の一部を改正する法律

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のよう改正する。

第七条第四項第三号中「用材林薪炭林別」を削り、同項第四号中「立木(地域別及び樹種別に省令で定め立木(適正伐期級以上の齡級に属するものを除く。)」を「針葉樹の立木(地

域別及び樹種別に省令で定める適正伐期級以上の齡級に属するものを除く。)」に改め、「用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積の許容限度に相当する数量をそれぞれ控除して算出するものとする。」を加え、同項第四号中「立木(前項第四項第四号の適正伐期

齡級以上の齡級に属する立木を除く。)」を「針葉樹の立木(前項第四項第四号の適正伐期齡級以上の齡級に属するものを除く。)」に改め、「用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別」のを削り、「許容限度」の下に「(第五号に規定する森林がある場合にあつては、同号の広葉樹針葉樹別の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積のそれぞれの許容限度

同条第六項中「前項第一号、第二号及び第二号」を「第五項第一号、第二号及び第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 前項第五号の経営計画は、森林区施業計画に基いてたてるものとし、都道府都知事は、地方公共団体から申出に基き、その樹立に關し必要な助言、勧告その他の援助を行うものとする。

第七条第二項中「第八条第五項第一号又は第二号」を「第八条第五項第一号、第二号又は第五号」に改め。

第八条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項第一号、第二号及び第二号」を「第五項第一号、第二号及び第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 前項第五号の経営計画は、森林区施業計画に基いてたてるものとし、都道府都知事は、地方公共団体から申出に基き、その樹立に關し必要な助言、勧告その他の援助を行うものとする。

第七条第二項中「第八条第五項第一号又は第二号」を「第八条第五項第一号、第二号又は第五号」に改め。

第八条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項第一号、第二号及び第二号」を「第五項第一号、第二号及び第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 前項第五号の経営計画は、森林区施業計画に基いてたてるものとし、都道府都知事は、地方公共団体から申出に基き、その樹立に關し必要な助言、勧告その他の援助を行うものとする。

第七条第二項中「第八条第五項第一号又は第二号」を「第八条第五項第一号、第二号及び第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 前項第五号の経営計画は、森林区施業計画に基いてたてるものとし、都道府都知事は、地方公共団体から申出に基き、その樹立に關し必要な助言、勧告その他の援助を行うものとする。

〔第二四四〇号〕

農業災害補償制度公営化に関する請

願(安藤文一郎君紹介)(第二四八二号)

韓国押留船員の救済等に関する請願

(馬輝武君紹介)(第二五四二号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二五号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二四号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二三号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二二号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二一号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二〇号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二九号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二八号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二七号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二六号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二五号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二四号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二三号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二二号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二一号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二〇号)

農業振興のため特別奨励金交付制度創設に関する請願(坂田道大君紹介)(有

米の統制撤廃反対に関する請願(馬輝武君紹介)(第二五二九号)

〔第二四四一号〕

開拓融資保証法の一部を改正する法

(内閣提出第一〇六号)

開拓融資保証法の一部を改正する法

(内閣提出第七号)

開拓融資保証法の一部を改正する法

(内閣提出第一〇七号)

開拓融資保証法の一部を改正する法

(内閣提出第七号)

その経営の振興をはかるために適切な森林の經營計画を定めて施業を行ふよう積極的に指導する必要があると考えるのであります。すなわち公有林特に市町村有林につきましては、自主的に經營計画を作成するよう指導奨励し、都道府県知事の認定を受けた經營計画に従つて施業を行う場合には、それが森林区実施計画において特に定める一定の限度の範囲内において伐採せられる限り伐採の許可制度をとらず、事前の届出によって足りることとし、その経営計画の作成に当つては、現在における市町村の財政事情及び技術能力等から見まして、市町村有林及び財産区有林につきましては、その申出に基いて、都道府県知事が必要な調査資料を提供し、かつ、助言や勧告を行うようになります。

さらに林業技術の普及によって林業

經營の合理化を促進し、農山村民の經濟振興と、森林資源の保続培养をかかつて参りますために、林業技術の改良指導がきわめて重要であることは申すまでもありませんが、從来林業技術普及員の従事しておきました林業技術普及員の従事しておきました林業經營指導員の従事しておりました森林区実施計画の実行確保に関する事をあわせて能率的に運営いたしましたためには、これら両者を統合して一貫性を持たせるとともに、その資質の向上をはかることがあります。

以上の理由によりまして、森林法に

所要の改正をいたすこととしたのであ

りますが、以下その内容を要約して申しますが、以下その内容を要約して申します。

第一に、普通林の広葉樹につきましては、従来許可制でありますた適正伐期輪級未満の立木についてもその許可制度を廃止し、事前の届出制に改めることであります。

第二に、立木の伐採につきまして許可の申請ができる回数が、従来は二月

及び六月の二回でありますたのを、三

月、六月、九月及び十二月の四回に改めることであります。

第三に、公有林特に市町村有林につ

きましては、その經營の振興をはかるために適切な經營計画を立てるよう措

置し、特に都道府県知事の認定を受け

につきましては、立木伐採についての別ワクの許容限度を設け、その許容限

度の範囲内において立木を伐採する場

合には伐採の許可を要しないこととす

るとともに、都道府県知事は、經營計

画の作成に関し所要の援助を行うこと

とすることであります。

第四に、制限林の立木について伐採

の許可を受けた者が、伐採に関する施

業の要件に違反して伐採した場合、都

道府県知事は、その許可を取り消すこ

とができるようになります。

第五に、林業技術普及員及び林業經

營指導員の名前を林業専門技術員及び

林業改良指導員に改めることとともに、任

用の資格を定めることであります。

以上が森林法の一部を改正する法律

案の趣旨でございます。

○小枝委員長

本案に対する質疑は後

日行うことといたします。

○小枝委員長

本案に対する質疑は後

日行うことといたします。

○芳賀委員長

開拓農振興法について

政府にお尋ねします。

この法案の趣旨は、題目は開拓農

振興法ということですことにけつこう

でありますし、特に戦後十年たった開

拓の歴史を考えてみたときに、

【委員長退席、田口委員長代理着

席】

おぞらくこの法律案が今までの開拓行

政の一つの決算書的な意義を持ってお

るといふうに私は考へるわけであり

ますが、しかしどうかに内容を検討い

たしますと、われわれの期待した意味

における開拓農振興法というより

改善計画を取りまとめて、これを基礎

にして共同組織によりまして、自主的

に計画を立てられるものをもとにしま

るねらいの違いでござります。その中

に計画の立て方でござりますが、開

拓建設工事、開墾作業當農資金、家畜

の導入その他積極的な當農振興の

計画を立てていただきまして、それ

を過般も御説明しましたように、公共

事業的な経費としては全額補助をも

ちていたしまして、一億四千万円三十二年度でも

計上いたしまして、資金をいたしまし

ては、開拓者会計に八億五千万元計上

いたしまして、三十二年度としての裏

打ちはしようと思つておるのであり

ます。かつまた五カ年計画をもちまし

て、すでに植せられたお方が、入植

しますように、その間に伴いまして、今

までに予想しておりました當農段階以

上に到達をせしめよう、そのため、

あらためて第二段の援助措置を、入植

をはからうといだしておるところでござります。

なおこれに伴いまして、今

なりまして當農の振興をばんびいる

ことがありますのでござりますので、振興

計画の中においては積極的な當農振興

の資金調達のほかに、旧債の償還につ

いて条件緩和をするという、そういう

条項も計画の中に立てていただこうと

思つておるわけであります。これがい

わば消極的な當農が經濟の安定に資す

るようについてございまして、これがい

て、これに対しましては、従来の天災法

の条項緩和をするものに加えまし

て、今回芳賀委員もただいま御指摘に

思つておるわけであります。これがい

て、これが無理である場合にはさらに

十年の償還延期をできるような手続を

こうう、これは開拓者資金の場合の、

きわめて償還能力がない、弁済が不可能であるというような場合の適用あります。さらに離脱者を追いかけていきましたし、債務の償還を期待しておるという猶予期間がこの債権管理法で十年でございますが、その十年の間は他の連帶債務者から債務の履行を要求いたさない措置でございますが、その後に至りましてはこれを免除してしまふ、そういうこともやろうと思つておるわけでござります。大蔵省とも話をいたして解決しておるのでございます。その他開拓者が入植をされまして、土地の売り渡しをまず土地開墾計画によつて受けられる、それから當農が確立する予定の時期、それに近い適当な時期に成功検査をいたしますが、おのずから農地法に従いまして、これは売り渡し後五年になっておるわけでございますが、これを三年延ばしまして、八年の中で成功していただくよう特例を置こう、この八年の意味は、開墾作業等につきまして補助制度がございまます、この規定がございませんと、予定の五年のうちに完成をいたしておられませんと、自作農に精進する適当なお方と見ないで、補助を今後打ち切りまして、場合によるとその後三年の間に政府が土地を買ひ戻すという規定が発動されるのであります。そこでせつかく當農に精進する見込みがあり、またつばな自作農になつていただきたい、こういうように思つております。そのまま打ち切るのは適当でございませんので、今までの政府の開拓行政を配分して以後五年を経過した、こういう方々に対しまして、そのまま打ち切るのは適当でございませんので、今後の當農振興計画その他につきまし

て、ただいま申し上げましたような援助措置をさらに講じて、成功していったために法律改正をしたいと思うのをいたしました。同様のことと、耕土培養法の炭カル、溶糞等に対しまする補助金についても、補助の金額がおのずからしまつておりますから、これはだらか昭和二十七年から法律が施行になりますが、それから八年となつたと思いますが、それから八年となつておられますので、三年延長して十一年にしたい、こういうふうでございまして、御指摘のように債務の一部の緩和ばかりでなしに、積極的な當農振興の自主的な計画を立てていただきたい、こういうふうでございまして、當農指導員等も置いて當農の整備をする、こういう制度のもとに出発しましたが、大体これは二十五年、特に二十七年度以降からそういう制度がだんだんと整備して参りましたので、それ以前は当時の社会情勢に応じまして、引揚者あるいは戰災者の生計を立てるために、當初入植する際に連帶保証で借りられた資金とともに、債務の条件緩和も、天災法のみならず開拓者資金についても、当初入植する際に連帶保証で借りられた資金などと思われる農地法と耕土培養法の改正をお願いしたい、こういうことでござります。

○芳賀委員 今までの開拓のやり方は、やはり国の開拓行政に基いて、そして建設工事であるとかあるいは開拓の經營が當農類型に基いて安定するような指導を上の方向から行なつてきました。結果的にはその通り行かなくて、府の措置が今から見れば足らなかったところ、それからその後におきましては、天災その他でやむを得ない条件で、開拓者の責めに帰すべからざることで、當農が予定のごとく進んでいないもの、こういうものの入植、當時に當農類型を定められておりますものを、ある程度手直ししまして、その目標を本法に基く目標としまして、そこまでを政府が責任を持って援助を申し上げます。結果的にはその通り行かなくて、多くの矛盾とが欠陥が現われてきて、その結果は、ですからそれはやはり一部は政府の重大的な施策上の責任といふこともあります。そこで問題になるのは、この振興法の中に取り入れてあるわざ、立地条件とか気象の条件とか、その他やむを得ない条件で、土地を下から盛り上げて振興計画を立てた場合といふことになつておるわけですが、今までの政

な成功ということを所期しまして、政府が補助の制度、融資の制度、また計画を立てまして、道路、水路等をつけておられます。しかし、これはだらか昭和二十七年から法律が施行になつたと思いますが、それから八年となつておられますので、三年延長して十一年にしたい、こういうふうでございまして、御指摘のように債務の一部の緩和ばかりでなしに、積極的な當農振興の自主的な計画を立てていただきたい、こういうふうでございまして、當農指導員等も置いて當農の整備をする、こういう制度のもとに出発しましたが、大体これは二十五年、特に二十七年度以降からそういう制度がだんだんと整備して参りましたので、それ以前は当時の社会情勢に応じまして、引揚者あるいは戰災者の生計を立てるために、當初入植する際に連帶保証で借りられた資金とともに、債務の条件緩和も、天災法のみならず開拓者資金についても、当初入植する際に連帶保証で借りられた資金などと思われる農地法と耕土培養法の改正をお願いしたい、こういうことでござります。

○芳賀委員 そこで問題になるのは、この振興法の中に取り入れてあるわざ、立地条件とか気象の条件とか、その他やむを得ない条件で、土地を下から盛り上げて振興計画を立てた場合といふことになつておるわけですが、今までの政

といいますか、そういう問題は、やはりこの振興法の中に取り入れてあるわけですか。

○安田(善)政府委員 不振地区と申しますのは、從来は予算面でやつておなります。そこで二年間一年度において三百数十戸ずつ當農診断をいたしておますが、すでに二年間一年度において二百数十戸ずつ當農診断をいたしております。その地区は当然振興計画を立てております。これはさらに三

十二年度まで診断を続けることになり

ます。その地区は当然振興計画を立てております。これはさらに三

る農業の経済情勢に最も即応した管農類型というものが、政府の責任において、あるいは現地の開拓者諸君の自主性に基いて、それがやはり渾然一体となつたような管農類型の確立といふものが、まずどうしても必要じゃないかと思うのであります。これはもうすでに用意されておると私どもは考えておるのでですが、その点はいかがですか。

的な改訂は研究中であります、かなり成案に近いものに近づいておりますが、従来営農類型が政府の補助助成の機運にもなっておりますし、同時にこれはまたともと開拓者の営農が進んで営農と生活が安定した場合の姿として設定しているわけでございますが、三十二年度あたりを目途にいたしまして成案を得まして、三十三年度以降についてこれが実現をいたしますように努力をするつもりであることをこの前も申し上げました。しかし、これは原則といたしまして、これから入植される方々に対しても適用すべきものと思うのであります。ところが、本法の対象をいたしておりますのは、現在の営農類型を基礎にしながら終戦後今日まで入植して営農にいそしんでいたいたい場合におきまして、所期の営農が進まない、生活水準が低い、こういう場合に対して特別の振興をさらに繰り返して政府の責任を感じる範囲において行う、こういうものでござりますので、その根本は、既入植者の方々は土地の配分がすでに済んでしまつておるわけですから、営農類型の基礎が、まことに耕地面積にある。その他営農の形と農業収入と生活水準の大体の基準の

押え方であるといったしますと、第一の耕地面積のところで、ある程度の手直しはやるつもりでございますが、當農類型の一般的改訂というのはなかなかむずかしい、適用しにくいわけあります。開拓地はみな開拓者へ配分されおりますから。そこで、既入植者のお方々に對しましては、政府の手持ちの土地で利用し得るものならばそれを使って、その分について當農類型が改訂されるのは本法に基く安定の目標として適用したいと思う。また離脱者が出られた場合は、その土地を利用するという範囲においてはけっこうだと思うであります。しかし、それ以上はなかなかむずかしい問題ですから、防風林とか付帯林等は新しく積極的につけ得るところはつけるように、足りないところはつけ得るようにしたり、道路、水路をつけるとか、手直しとしては完成するようにならないと思いますが、おもには當農の高度化の方をねらわざるを得ない。そうしまして、農業の収入を上げていただく、こういうところになると思うであります。ただ、面積についてただいま申し上げましたが、いわんやその耕地がある立地条件に至りますと、當農類型を抽象的に変えてしまって既入植者の場合にはすぐ適用になるわけじゃありませんから、やはり二つは分けて考えざるを得ない、こういうふうに思つておるわけです。

性を欠いておったということがわかつたのでしよう。だから、根本的に立ちはだかることのない場合においては、當農類型に対する検討の上に立つて今後どういう形で當農を再出発させたならば恒久的な安定ができるかというその確固たるもののが備わらなければ、ただ何だかんだ言つたところが、今までの借金の条件緩和ぐらいにしかならないと思うのですよ。局長の言わんとするところは、當農類型を改訂して、それに基いて入植地の再配分であるとかいろいろな問題が付隨してくる場合においては、当然これは政府の責任において再び助成措置とかいろいろな施策を講じなければならない、そういうことは現在の実情からとにかくできがたいから、今までの分に対してもは現在までの間違つたたよりにならない當農類型のもとににおいて、創意工夫をこらして何とかやっていくようにしてもらいたいということでしょうが、こういうような程度では、この振興法ができて、これをやってみてみたところで大したことはないと思うのですが、自信がありますか。

地条件その他入植段階等が違いますから、多少別個にならなくちゃいかぬ。しかし改訂すべき當農類型を頭に入れて、現在の當農類型よりもねらいはさらにいい条件にしまして、しかも現在の當農類型までに到達していない人にについてこれを適用して援助しよう、こういうことあります。

それから第二は自信があるかないかでございますが、むずかしい當農を、平坦部もありますが、主として山手において行なつていらっしゃる方が多いのでござりますので、開拓者団体等ともよくお打ち合せをいたしまして、また地方庁、農地事務局の関係官等の意見もよく聞きまして、主としては天災法の資金の緩和に当りまして、その他政府資金の償還猶予等をはかりまして、一方その程度の當農類型の高度化を促進すること、特に道路等が十分聞いておらぬところを、十割補助で二度目に工事をいたしますれば、大体所期の目的は達成できる、こういうように聞いておりますから、私どもも省内で研究しましたこととあわせまして、一応それでよからう、こういうふうに思つております。

○若賀委員 私が繰り返して言つているところは、今までも不振地区の経営診断をやってきた結果というものが出ておるのであります。ですから不振地区等における経営診断の結果が明らかになつた場合には、やはりそれが今後これらの當農振興法の対象になる地域の振興計画の基礎にならなければいけないと思うのですが、局長の答弁ではなかながそこに結びつきがないのです。

もう一点は、この法律が今日上程されると至るまでの間、たとえは昨年の

秋あたり、鳩山内閣の末期において考
えられた方向というものは、當農類型
への改善を基礎にした振興計画を立
て、そうして開拓者の恒久的な安定施
策を講ずるというところに明確な目的
があつたのですが、今度出た法案で
は、當農類型の改善を基礎とするとい
うその点が、非常に消極退却的になつ
てしまつたので、それは大きな問題だ
と思うのです。なぜ一番基礎になり、
先行しなければならぬねらいとか目的
というものが、この法案から非常に影
響を薄らいでおるかという点が、自信が
あつてこういうことにされたのかどう
かということを私は聞いておるわけ
です。

でいいたい、こう考えております。

第二点の、鳩山内閣の終りごろの論議としまして、既開拓地の立て直しにおいて、當農類型の改訂を考えようとしていた。その意味では當農類型の改訂をして、既入植者の分については制限的にしかならないので、三十年度以降の新規入植者に適用したいと思うほどの當農類型の改訂はできませんでしたが、既入植者、既入植地についての改訂できる事項は極力當農類型の改訂をはかりたい、そういうふうに思つてゐるわけです。そこで何が一番できることか、既入植地を中心にした當農の高度化、有畜化が第一であります。その他援助を打ち切らるべきところを統一すればならぬということが第二であります。特に今まで當農が不振でありますところは、その開拓地が立地条件と既入植地については比較的改訂がむづかしい。そこで有畜化とか寒冷地対策とかいうものを中心にした當農の高度化、有畜化が第一であります。その他援助を打ち切らるべきところを統一すればならぬということが第二であります。

第三点の、當農類型の改訂をした類型をその分は

適用したいと思っておりますので、そ

ういう意味では、既開拓地においては、可能な大体最高限度に近い類型を持ちたい。しかし将来に向つての根

本的當農類型改訂とはちょっと違う、

こういうよう思います。

改訂をした場合は、當農類型を最大

で見通すかというむずかしいことに

なりますから、少くとも三十二年度の予算と政府融資を示しました過般来は

とんど網羅的に御説明をしておりま

すが、まあ借金政策の問題は相当述べた。従来あった措置も中に入つてお

約束というものがこの法律の中に現われなければうまくいかないじやないで

にそこへ適用させるという努力をする

場合を合せて一本として見ていただき

ます。新規もございます。そこで内

約束というものがこの法律の中に現わ

てあるが、だだしいて探せば、第六条

を五年間そのまま五倍して予定する

のは、私ども不本意でございまして、

に、振興計画の達成に資するために、国

及び都道府県は必要な援助に努めるこ

とを五年間そのまま五倍して予定する

振興計画が出てきたり、経営診断をし

ましたりすることに応じて、目標を既

に達成のための國の援助は、一番根幹

は、何と申しましても予算と政府融資

で、なお三十二年度は初年度でござい

ますから、それより補足追加をいたしました

た施設を講じたいと思ひますので、そ

ういう意味で第六条を書いておるわけ

あります。

○安田(善)政府委員 開拓地の振興計

画達成のための國の援助は、わざわ

ざこういう振興法というものを出すの

で、その費用の交付金を約三百万円計

上いたしておるわけであります。さ

らに、この法律を適用し、振興計画を立

て、百七十万円を計上いたしておるわ

けであります。また振興計画の重点と

して、従来の類型では、西日本等は乳

牛等を導入する措置をとらないことに

あります。

○芳賀委員 局長、今までの予算が出

ているといふのは、この法律が出る

前、振興法以前の予算なので、わざわ

ざうううううううううううううううう

うううううううううううううううううう

</div

興計画は今申し上げましたような事項を、よくわかるように、施策を講じやすいように立てていただく、そういうことを事項として申し上げたのであります。もう一つは今申しました予算、資金の範囲内で、振興組合とか振興地区だけでそれを使うのではございませんが、大部分それに使うようにしたい、こういうふうに思つております。

○芳賀委員　いや、私の聞いているのは、わざわざ當農振興組合の指定を行

うのでしょ。ですからその組合が振興計画を立てる、そして知事の承認を得て政府もそれを認めるという場合に、その振興組合の振興計画を、今局長の言われたようないろんな問題に対する国的具体的な援助に努めるということになつておるのだからして、それは振興組合が認められる適切な振興計画を、今局長の言つた必要な助成であるとか融資であるとか、特別な面に対する国具体的な財政等を通じた援助を必ず行なうという意味なんですか。

○安田(善)政府委員　知事の承認を受

けて、具体的に五ヵ年計画とか十ヵ年計画とか立てる。そうすると、その計画に沿つた必要な助成であるとか融資が必要な援助に努めるということになつておるのだからして、それは振興組合が認められる適切な振興計画を、今局長の言つた必要な助成であるとか融資であるとか、特別な面に対する国的具体的な財政等を通じた援助を必ず行なうという意味なんですか。

○安田(善)政府委員　第六条はそ

う趣旨になつておると思ひます。三条、四条に規定する助成措置は具体的に講ずる、その他でも振興計画の達成に必要なことはよく審査もしなくちゃいけませんし、本省が講じ得ると思わ

けました振興計画につきましては、三

十二年度はただいま申しましたような予算、資金によりまして、三十三年度以降は三十二年度に応じまする予算は少くとも確保いたしまして、それ以上のものを期待しながら、経営診断に基づいたもの参考にしたりしまして、その他に基かなくても、本法に基いた振興計画が出て参りまして、知事が承認したような事項については助成しようというわけでございます。

○芳賀委員　そういたしますと、これ

は達成するに必要な措置を講ずることになるわけですね。

○芳賀委員　もちろん計画を立てるま

での指導とか助長はする必要がありま

すけれども、立てた計画に対してもそれ

を達成させるような国の責任における措置といふものは、どうしてもこれに伴なつてくると思うのです。それをた

だばく然と助けることに努力するとい

うことではなくて、必要な措置を講ずるなら講ずるということを明確にしておく方がいいんじゃないですか。その

方が政府としても本腰を入れてやれる

のではないですか。見渡しにするんだが助けるんだかわからぬようなことをわざわざ第六条にうたう必要はないと思つのですがね。

○安田(善)政府委員　第六条はそ

う趣旨になつておると思ひます。三

〇安田(善)政府委員　第六条はそ

きましても、天災法の融資をする場合におきましても、開拓農協を通じて個人の開拓者に対する施策を講じておりますから、開拓関係の特殊性と申しますか、それが従来においてもそうなつておりますので、「一般の農協」とは農協法に基いておりますが、ちょっとと違う機能を、運営において果しておると思ひます。そういう意味で、これが一番よく目的を達すると思つておるのであります。

○芳賀委員 そこでお尋ねしたいのは、この開拓農協に対して、開拓者はどのくらいの年月拘束を受けるのですか。古い人は十年たつのですが、これは今後どのくらい開拓者として拘束を受けるのですか。これは死ぬまでですか。そういう点はどうなんですか。

○安田(善)政府委員 国が予算や政府融資において施策を講ずる間を、入植者は大体農家でありますけれども、開拓者、開拓農家と見ておるわけであります。開拓農家は、同時に、何も開拓という字がつかなくとも農家でございますが、開拓対策を講ずる間の農家が本来開拓農家だ、こういうことだと思います。施策に応じた名称、取扱いだと思います。

○芳賀委員 現地におけるいろいろな事例をあげると、開拓組合が農業協同組合としての経済的な行為といふものを行えるかというと、なかなかこれはそこまでいっておらぬところが多いと思うのですよ。そして、ほとんどは開拓組合の組合員であると同時に、一般農協の組合員にもなっている。いわゆる二重加入のような形で協同組合に対するつながりを持つておるわけですね。これは一面開拓者にとつてはやは

拓協同組合だけでは完全な協同の経済行為が行えないから、もう一つその地域におけるところの普通の農業協同組合に加入して、そうしてその行為の充足をするということになつておるのと、こういうことがいつまでも続く場合においては、やはり開拓農協としても完全な組合経営はできないと思いますし、それから組合員の側から見ると、二重加入ということに対するいろいろな不便とか負担の過重というものがあるのです。ですからやはりこの辺を明確にしておく必要があると思うのです。そういうことに対してはどういうお考えを持っておりますか。

○安田(善)政府委員 将来の問題は、政府等から開拓者なるがゆえに特別の施策を講ぜられることが多くなりました場合、本来ならば農地法に基く成功検査を経て、成功したと認定を受けたとき以降は、一般的の農家であるべきだ。それは農協について言いますれば、むしろ二重加入をやめた方がいいのだと、いうのを基本の方針といたしたいと思います。しかしながら終戦後の歴史と施策の取扱い上、ちょうど農協の下の方の実行組合のようなものでありますけれども、そういう意味も一面あるところですが、また政府の施策を講ずる手段として、開拓者の希望もありまして、開拓者の集団が行う開拓農協が開拓者の代理としまして官農資金を受ける、開拓者資金を受ける、補助金を統いて受けます。また信用保証協会へ共同出資を開

拓農協でやつておる。こういう実態がござりますから、從来の開拓者の廿同した事業、また政府がそれに応じて行なつておりましたことを踏襲しませんと、本法に関しましては混乱が起きますから、本法に関しましての適用上は開拓農協を使うのがいい、こう思つております。

ね。ですからその辺のけじめといふのをやはりつける必要があると思うのですが、いかがですか。

○安田(善)政府委員　開拓者に対して政府がいかなる援助措置を講ずるかと云ふのは、その施策ごとにきめることであります。それも原則として年間を限つております。従つて年限を延ばすには本法のような措置、法律案の提出も必要だ、それを計画を立ててやつときには、特に法律案を設けてやるのが適当であるとこう思つておりますが、開拓農協も農協であります。一般の農協ももちろん同一の農協法に基いておりまして、加入、脱退は自由でありますし――ということは、政府措置は国が民意を聞いて、開拓者の意見をよく聞いてきめるべきことですが、組合のことは開拓者も他の農家も自分で考えられることだと思います。

○芳賀委員　加入、脱退が任意だと云つても、借金が山のようにたまつて脱退、加入もしようがないような状態において、加入、脱退が自由だというのは変じやないですか。全国で七割以上も振興法の対象にしなければならぬというところまできているのですからね。そのためにこの振興法が必要なんでしょう。そして振興法のねらいの一つとしては、とにかく開拓者が今までの借金を返せるようなことになればいいのですか。

○安田(善)政府委員　それだからこそ本法の適用に当りましては、言いかえますと、當農不振な方々で入植以降開拓農協として共同して苦労をしてこられた場合、負債や補助の受け方も共同して開拓農協によってやるのがよろしい、こう申し上げておるのであります。

す。その必要がない個人の方は、政府が強制するわけにいきませんから、農協法に基く開拓農協によつてる方がいいと思う。しかし開拓の現からいたしますと、なお開拓農協を作られまして、政府の施策の対象も拓農協を通じてやるのが適当な段階かと思つております。

○芳賀委員 私の聞いているねらは、この機会に開拓農協もあわせて強化させるというような考え方が果してどうかということを疑問だから聞いておるのであります。

○安田(善)政府委員 農業協同組合は、開拓農協でありましても、日本農業の生産力発展とともに、組合員のためにまず第一にあるものでありますから、農協法に基くもの同士の組織であります。系列がどういうようになりますか、第一種であるか第二種ですか、個人については二重加入がいいかどうか、そういう問題とは別にしまして、例が悪いかもしれません、たゞ解散をする段階がありまして解消時までは開拓農協はどんどんりっぱなものになるのが望ましい、こう思つております。

○芳賀委員 そこでこの法案の内容ですが、開拓者の現在の負債の中でこの振興法の対象になる天災融資関係の分は大体四〇%くらいというふうに聞いています。が、その程度ですか。

○安田(善)政府委員 天災法融資は四十三億円くらいであります。

○芳賀委員 その分だけがこういう条件緩和ができるば、あと一分は心配なくやれるわけなんですね。

○安田(善)政府委員 より大きな負債の第一位のものは約百二十数億の開拓

（アーヴィング） おまえが成る程、強いて開を伏せが

者資金です。これは三分六厘五毛という長期均等償還の特殊の政府資金であります。その負担があること自身が悪いことであると必ずしも言えないのです。むしろ基本的には植をし、當農の基礎を作り、當農振興をはかるために生産手段を整えたり、入植当面の生活資金に充てるようになります。むしろ基本的には植をおるのであります。そのうちで当該年次の償還がむずかしいということについては、政府の資金でありますから、国の債権管理法に基いたり、その前には開拓者資金融通法に基いて融資条件の緩和ができますから、それは十数億と四十三億との二種類の政府がそちらの方でやるう、そうすると百二十数億と四十三億との二種類の政府が援助をしながら供給しました資金については、施策を法的に講ずることになります。

○芳賀委員 むしろ天災融資法は、災害が累年のように重なって来れば借りかえ措置等なんかができるそういうこ

とが行われてきておるのであります。それ

現在もう償還が不能になっているの

は、思うように災害が回ってこなくてどうしても今度は返さなければならぬ

という時期に当面しておるものがある

と思う。そういうものは、ほんとうに今後開拓農振興をさせるという場合は、これはどこまでもついて回って重荷になると思うのです。だからこの分だけは何とか片づければあとやつていけるとすれば、こういう形でなくて、もう少し積極的に国が引き取って跡始未をした方がいいのではないかとおもいます。

○安田(善)政府委員 供給しました資

金は、政府が利子補給や損失補償をしまった資金で、當農振興をはかつて、りっぱな開拓農家として相当見込みの

ある方に対しても講ずる措置でございますから、そういう能力がないと断定します。今後なくなるであろうとしが悪いことであると必ずしも言えないのです。むしろ基本的には植をし、當農の基礎を作り、當農振興をはかるために生産手段を整えたり、入植当面の生活資金に充てるようになります。

○芳賀委員 これは今まで天災融資法に基いて、たとえば三年とか四年融資

が行われておって、それが返済できな

いということなんでしょう。だから天

災融資法に関する限りは、その年限の間において返せない分は、やはり天災

融資法の中だけでは解決がつかない、

そういうことなんでしょう。だから天

災融資法と何ら異なっていないです。

○芳賀委員 そういう場合には、これは天災融資法と内容は同じようなものです。名前は違ひ、償還年限なんかが幾分違うだけであつて、その根本的な考え方は、天災融資法と何ら異なっていないです。

から天災融資を借りてやつたけれども、いろいろな理由で返せないことが

相當ある、この場合の歴史はどうい

うことですかといふことになれば、やはり順序としては当然天災融資法

を引き取るということにするのが当然だと思うのです。再び今までと同じ

ように、系統資金に肩がわりをさせ

て、同じような系列の中において、国

と都道府県が利子補給や損失補償をや

るということになると、天災融資法の

条件緩和をやつたってちつとも変らない

い。わざわざこの法律にこの分だけ持

ち込んでやるという意義はないと思

ますが、いかがですか。

○安田(善)政府委員 天災法との差に

つきましては、天災法は、當農資金

を、災害を受けたときの次の年の収穫

期をねらいまして、短期の融通資金と

申しますが、経営資材の購入資金を供

給するものでございます。その借り

かえをするという場合がありますが、

それは同種の災害が連続して起きましたから、そういう能力がないと断定します。今後なくなるであろうとしが悪いことであると必ずしも言えないのです。むしろ基本的には植をし、當農の基礎を作り、當農振興をはかるために生産手段を整えたり、入植当面の生活資金に充てるようになります。

○芳賀委員 これはまだそれ以上賢明な策というのはあるのですよ。たとえば資金も借り入れて債務が重なっておる、という実情をとらえまして、特に最近

開拓者は、開拓立地の関係からいきましても災害による負債がふえておる、そういうことが當農振興をはばむ理由

になる、荷が重くなつておる。それを緩和すれば本来の當農振興が予定通りやれまして當農類型なり自標まで到達

し得るものが、おくれておるから、これを軽くしまして、自分でも払えたり天災法だけでもよろしいというところまで援助しよう、こういうふうなもの

を引き取るということにするのが当然だと思うのです。再び今までと同じように、系統資金に肩がわりをさせ

て、同じような系列の中において、国と都道府県が利子補給や損失補償をやるということになると、天災融資法の

条件緩和をやつたってちつとも変らない。わざわざこの法律にこの分だけ持

ち込んでやるという意義はないと思

ますが、いかがですか。

○安田(善)政府委員 天災法との差に

つきましては、天災法は、當農資金を、災害を受けたときの次の年の収穫

期をねらいまして、短期の融通資金と

申しますが、経営資材の購入資金を供

給するものでございます。その借り

かえをするという場合がありますが、

○安田(善)政府委員 第一のことことでござりますが、天災法の資金は短期資金をもともと借りておるのでございますから、開拓者資金融通法という法律が

あって、それに乗りかわれば二十年を

こえる償還期限で三分六厘五毛——今三分五厘とおっしゃいましたが、三分六厘五毛でございます。それで長く延ばしてやれるじゃないかというのと、それを使えばそういう道もあるということでございますが、本来の資金が長期に固定したり、長期に償還させるべきような土地でありますとか、そういうた入植者が最初原則として必要な用意を持つておられぬような場合に、農家を創設していく最初の基本資金を供給して、返してもらうのだけれども、まあいわば最低の荷が軽くて、その上に立つて営農が進められる、こういう資金の性質が違うと思うのであります。

だから適用すれば長く年々償還は非常に少くなるじゃないか、十年がさらに二十年になるじゃないか、二分の一が四分の一になるじゃないか、こういう

御議論であると想うのですが、整理をしてさらに営農を進めていく、おくれておる営農を進めていく上において、重荷になつておるのは短期資金でござりますから、短期資金をその経済の実情に応じて長期的に十年にしますれば、二十年という資金に直す要是はない。本来そうすべきものではない。そこまであまやかす必要はないと思う。またそうする措置は短期資金として借りるものに対して二十年間も延ばすと

いうことは、非常に開拓営農に悲観的であつて、それくらいならやはり開拓者をしてやめさせるようなことが伴うのではないかと思うわけであります。そういう措置は適当でないと思いま

す。だから開拓者資金融通法には政

府資金と政府出資とを極力増加すべき

であります。方法があれば——他

に方法があるということでなしに、資金をどれだけとつて供給し得るかでありますから、私どもの現状におきましては、いわば国の今の現状におきましては、私どもの見るところ、さらに現状より増加しても、負債整理資金でなしに生産資金の増加の方に回すのが大体実情だろうと思っておりま

す。資金の性質と営農段階とむやみに

長く延ばすことがいいことではないと

いふことと、生産資金を別途開拓者資金で活用したい。さらに加えますと天災法では五分五厘資金というのもございまして、開拓者資金は有利である。

それはしないで遠慮することはないと思

うのです。

○芳賀委員

あり方だけの問題でないと思うのです。それならば何のために振興計画を立て、営農振興をやるためにその一つの条件として借金の条件緩和をやるのでしょうか。これは何も別途のことはないのです。これから當農を自立するための一番前面の障害になつておるというのが、今までの累増された負債、これがもう重荷になつて動きがとれないのです。このおも

しを取り除いてやらなければ、今後開拓者は自立ということは絶対不可能な

ことです。それではやはり生産資金でないといふ、そういうばかなことはない

でありますから、短期資金をしてやめにかかるといふ法律が出たのでしよう。

の今後の自立の方に向進むことができ

るというようなことは、これは全く甘い考え方だと思うのです。今までの累増したこの負債をたな上げ——徹底的にいえばたな上げのような形をとつて、これからは當農類型の改善等を基礎にしてやつていけば、災害等がない場合においては、何とか人間的な生活ができるだらうといふ希望を与えるた

めにこういう法律が出たのでしよう。

○安田(書)政府委員 御趣旨がよくわかりませんが、開拓は、畜産等も含めての農業生産行為をしまして生活を営んでいたので、過去に負債があ

ります。今はやはり一軒の経済力の縮めくりで、あなたたちは自分の財布を幾つ持つておられる。どこからどういう借金をし

列が違う、使命が違うというようなことは、一庵表面はわかるけれども、それ答弁をし過ぎるから、こちらの質問の要旨がわからないのです。資金の系

統が違う、使命が違うというようなこととは、あなたたちは自分の財布を幾つ持つておられる。どこからどういう借金をし

てもやはり一軒の経済力の縮めくりで、あなたたちは一本になつておるのである。それが天災融資法であつても、開拓者資金融通法から来た借金であつても、個々の農家の負債がどういうふうになつておるといふことは、固めて幾

かになっておるといふことにしかすぎないのです。だからさつき私が聞いたのは、天災融資法の場合にしても現実には償還できない実態になつておるのです。だから災害が繰り返してあれば、その機会に古い分は借りかえをしていく。災害がなければ、だんだん行

に方法があるということでなしに、資金をどれだけとつて供給し得るかでありますから、私どもの現状におきましては、いわば国の今の現状におきましては、私どもの見るところ、さらに現状より増加しても、負債整理資金でなしに生産資金の増加の方に回すのが大体実情だろうと思っておりま

す。資金の性質と営農段階とむやみに長く延ばすことがいいことではないと

いふことと、生産資金を別途開拓者資金で活用したい。さらに加えますと天災法では五分五厘資金というのもございまして、開拓者資金は有利である。

それはしないで遠慮することはないと思

うのです。

○芳賀委員 局長は私の質問がわからぬといふのは、あなたたちはあまり長々と

お答えの方だと思うのです。今までの累積したこの負債をたな上げ——徹底的にいえばたな上げのような形をとつて、これからは當農類型の改善等を基

本でありますから、短期資金をしてやめにかかるといふ法律が出たのでしよう。

の今後の自立の方に向進むことができ

るというようなことは、これは全く甘い考え方だと思うのです。今までの累積したこの負債をたな上げ——徹底的にいえばたな上げのような形をとつて、これからは當農類型の改善等を基

本でありますから、短期資金をしてやめにかかるといふ法律が出たのでしよう。

の今後の自立の方に向進むことができ

るということは、あなたたちは自分の財布を幾つ持つておられる。どこからどういう借金をし

か、そういうことで根本的な解決とできないのです。だからこの際抜本的に、天災融資法で借りた分はあなたの府資金の方でこれを引き取って、そうが言うように天災融資法の範疇においての役割はその資金は果してゐるのだから、その返済不能の分は、むしろ政府資金の方でこれを引き取って、それが開拓者資金融通法という法律が現存しているのだから、その法律の中にむじろ負債整理的なものを一つ加えて、どうするのが当然ではないか、それにしても、して処理すれば必ずこれはできるんですよ。現在農林漁業金融公庫法の中に、おいても、自作農維持創設特別法に基いてやはり資金措置が新しく一昨年から講ぜられているわけです。これだってやはり全体の七五%ぐらいは、自作農創設でなくて維持のために、自作を維持することができないのでそれを維持するために、毎年目標な長期資金を融通しているというような、そういう道までもあるじゃないですか。それをあなたは使命が違うとか系列が違うとかいって、こういう大して期待にも沿わないような法律を出してきたが、何もこれは固執する必要はない。この程度で私の質問の趣旨がわかりますか。

また政府から見ると、どういう目的でどういう資金を貸したということともよく考えなくてはならないので、しからばどういう態度でこの開拓農家の負債に対処するかということになりますと、私どもは芳賀委員の説とは違います。開拓者は天災法に基く借入金をして、この法案で出したような条件にいたしますれば、払い得る旨農が振興される。またそういう旨農を振興してそれを払うようにしたい。できるであろうということと、したい、こういうことで、芳賀先生と意見が違うということあります。

法だけがこういう形で条件緩和さえし
てやれば、あとの残った全部の負債と
いうものは、計画的に廻説に返還でき
るという見通しが立つておるのですか。
○安田(著)政府委員 結論を簡単に申
しますと、天災融資資金をこの法律の
ように年々の償還を半分にする。利率
等は同様に、一番膨大な開拓者資金を
特別会計から農家に貸しております
ものは、負債があつてもそう悪い性質
のものではない。そうしてそれは二十
年の年賦償還ですからそう荷が重くは
ない。どうしても重いところに対しても
は、それによつて償還猶予を講じま
す。しかも離脱者やその他がありまし
て、連帶債務の関係で荷が重いときに
は国の債権管理法を適用しまして猶予
をしたり、免除をしてしまつ。こげつ
きをとつてしまふということであります
。その三つの措置を講じますれば開
拓者は成り立つ。今後既入植者は五年
を目途にそれをやれば成り立つ。と同
時に成り立たせる制度の方が国の施策
としてはよろしい、こういうようと思
います。

の間で、まず第一段には自主的に片づけてもらつて、天災資金をこの法案に よるような条件緩和をしたり、開拓者資金を必要な場合はだいま申し上げましたように、条件緩和または免除をいたしますと、その後債務も開拓者の工夫とともに重荷にならないようになら、こう思つております。

○芳賀委員 そういう明確な政府の中、長期資金等の分だけの問題ではなくして、会体の開拓者の現存しておる負債の処理をどうしてやるかということが、あわせてこの振興法の中でうたわれていなければ、これは仮作つて魂入れずといふことになるのです。なぜ天災融資法だけにとどめたかという点が非常に理解に苦しむわけであります。むしろその表面に現われていないいろいろな負債に対して、安心のできるような償還計画があわせて講ぜられるということでなければ意義をなさないと 思います。その点に対しても全く触れていないのですから、こういうりっぱな題目を掲げた振興法の中へ必ずこれは一つ入れるべきなんです。それをどういう形であなたは処理するつもりか、その点を明らかにしてもらいたい。

○安田(善)政府委員 再三の御質問であります。が、開墾進度を含めた有効化をはかりましたり、「一部類型を変更しまたりして、はかつていただけますまうのはよくはないと思います。開拓者の実情は自作農として精進してりつゝを整理するのは、特に免除してしまふのはよくないと思います。開拓

整理しなくともよいではないか、あわせまして個人債務は条件がいろいろありますて、場合によりましては、債務の有無に関しましてもいろいろ問題が生じましょから、法案を具して政府が一定の援助を行うことを明確にして整理するのが適当ではないか、こういふふうに思つております。

○芳賀委員 安田さんは去年の臨時国会において、この開拓者の負債処理に対する非常によい発言をしていました。ところが今言つたようなことまるで違うりっぱな発言をしているのですが、それはもうあなたは忘れたかもしれないけれども、開拓者の負債に関して、あなたはいつも長くしゃべっているから全部読むわけにはいかねが、こういうことをあなたは言つておるわけです。負債整理を要するようなことは、整理といいましても、条件緩和と言つた方がよいかもしれません。今後は個人借りあるいは親から借りても兄弟から借りても適当な營農資金、生活資金でない資金を借りておるもの、過去の負債の償還金及び金利が過大になり過ぎているものをねらいまして、今般の恒久対策以外に、さらに引き続きまして適当な金利の資金に切りかえまして、その利子補給を行なうべきであると考えてゐるのであります。」てやるということをあなたは去年の臨時国会で農地局長として明らかに言つてゐるのです。この意味するものは、單に天災融資法だけを条件緩和の対象にしても、やはりそれは一つの系列の中へそれを入れて、そうして低金利で長

期の返済のできるような、そういう融資方針に切りかえなければならない、そういうことを実現させなければならぬということをあなたは農地局長として前国会で言っておられるので、われわれはそれを期待しておつたわけです。たまたまその当時もこの開拓者管農振興法が立案の過程にあつたときです。今度は出てくると、案に相違して天災融資法だけを対象とするということを言つておられる、またそれ以外の分に対しても、開拓者を甘やかせるからそういうあまり甘やかせるようなやり方はとるべきでないよう言つておるけれども、これは非常に思想が混迷しているというか、あなたは今度の考え方の方が信念的に正しいのか、前国会に言われたことがほんとうに開拓者の負債というものを十分に認識して措置を講じなければならぬという考え方の上に立っているのか、その点を明らかにしてもらいたい。

○安田(善)政府委員 今日は法律案で明文をもつて施策を講ずる、立案に当たりましての案を具したのでありますて、先般は今回の案を考える過程において考えておつたことを申し上げたのです。そういう考えをもつて研究して成案を得たいという意味でございまして、それをそのまま農地局長が政府の案として法律案を出すということを申し上げたつもりはないのであります。

なお個人債務等において必要であることが明確になつて、それが悪用されないと申しますか、悪用というのは言葉が悪いのでありまするが、一定の施策を講ずる段階で講じ得るという場合には、そのことを考慮するといふことは、一般的に考える場合には当然あり

ます。私は今でもそういう場合にはそういう措置を講すべきだという考え方をして不振開拓者の——開拓地区の開拓者を中心にして、管農進度がねしめて六九%という七割の人に対しまして、一般に不振開拓者と今まで言いまでのものを一千地区にわたって経営診断をしてやつて参りたいと思っております場合には、以下のところは必要ではない、むしろ弊害があるかもしれません。ましてもので一千地区にわたりて經營診断をしてやつて参りたいと思っておられる場合には、目下のところは必要ではない、こう思つておるわけあります。ましてあなたのはんとうの考え方というものは、どういう機会にば、この次にまた何かの法律を出すのではありませんか。この法律じゃうまくない」とすれば、この次にまた何かの法律を出すのですか。開拓者資金融通法はあれは生産面だけの資金だから、負債整理的なものは筋が通らないのだということがあります。そこで何がまた開拓者負債整理法案でもお出しになる考え方ですか。

○安田(善)政府委員 そういう必要がある段階となりましたならば、この法律だけでは足りないかと思ひます。ここ五六年はそういう特別立法をしない方がいいのじゃないか、それは開拓者に希望を持たせて、積極的に管農を振興していい農家になつてもらつて、生産基盤も管農も固めて、現在の負債整理も条件緩和をはかつていけばいいあるのであります。それがまた開拓政策上もあるであろう、それがまた開拓政策上も思つております。

○芳賀委員 局長は開拓者に希望を持たすと言つておられども、あなたはどうふうに考えるのですか。借金は必ず返さなければならぬということをのみ込まざるが希望を持たすことにな

るのか、できるだけ条件を緩和して、以後開拓者としてこれで管農が成り立つという基礎条件を与えることが希望を持つたことになるのか、どちらなんですか。この法律じゃうまくない」とすれば、この次にまた何かの法律を出すのですか。開拓者資金融通法はあれは生産面だけの資金だから、負債整理的なものは筋が通らないのだということがあります。そこで何がまた開拓者負債整理法案でもお出しになる考え方ですか。

○芳賀委員 あなたの考え方でいくと、借金だけは返せるような形がとれるかもしれないが、今後の再生産を持続することはできないのです。一方では天災融資法で借りている、今度の振興法の金も借りている、短期資金もなかなか払えぬところまで借りているし、中、長期資金も借りて満度になつてゐる。今まで借りたものをどうしたら払えるかということあなたは非常に研究工夫をこらしているけれども、これから後の拡大再生産とか再生産をやつていく場合の資金措置というものは、こういう考え方では何も発展ができないのですよ。それをどこで講じていくかといふことも考えてやらなければいけないのじゃないですか。

○安田(善)政府委員 繰り返しての御質問であります、今までに御説明を申上げました通りでございます。

○芳賀委員 とにかく開拓者の大部分の今の収益の状態からは、借金を返す

ます。單に開拓行政の中だけでこれの根本的な解決をすることはできないと思うのです。たとえば東北地方の管農の豆とか農産物の価格政策を適正にしまつて、開拓者に固有に現在の状況で所持したことになるのか、どちらなんですか。この法律による資金措置が行なわれた場合の利子と損失補償の点ですが、先ほどちらりと御質問をしたのですが、その地域の都道府県等に対して利子並びに損失補償をさせなければならぬという、その考え方をもう少し具体的に説明願います。

○安田(善)政府委員 天災法に基きまして経営資金を供給しているというような場合と同様でござります。

○芳賀委員 何も言わないで同様だと言つたつてわからぬですよ。天災融資法は融資法で提案者は説明しているのですよ。あなたはこの法律案を作つたのですから、同様だと言つたつてどの点が同様だか、その点をもう少し明らかにしてもらいたい。

○安田(善)政府委員 農林省としてやっておりまして、政府全体として提案しておりますから、経済局長が担当局長として御説明したり、御質問にお答えしましたりしていることと同じでござります。

悪法を作つて、そういう面に対しても、地方公共団体の負担を今まで以上に重視するということは、これはよほど慎重に考えなければならぬ点だと思うし、先ほどもこういう点に対しても、自ら等との相談はどうなつたかということを聞いても、まだあなたは答弁しておられた。

○安田(善)政府委員 まだ答弁していませんことは、これからお答えしようと思つておつたのですが、地方自治庁とは相談いたしまして、これで法律にもかない、適当であろうということではあります。地方公共団体は、その地方団体の区域である道とか県とかいう中の道民、県民の福利厚生をばかり、その産業に関する事務は、広く本来は地方の事務である、それは地方自治法の示すところである。ところが国で法律を制定した場合は、その限りにおいて日本の事務として出てくる、そういうふうになっておるが日本の地方自治、それから中央政府というものの見方であることは憲法からきておると思ひます。本来の地方事務の中でありまして、國の事務となり得ることを、いかなる負担を兩者でするかということは、きめようで法律をもつてすればできることであります。しかし本来は地方の県民の福利をばかりまして、産業振興をする、負債整理といえども、開拓者の首農振興法の中に入れておるのは、ひとしく民生とか、産業政策だとか、そういうことになります。

○芳賀委員 あなたからそういう法律上の講議を開くために貴重な委員会の時間を費しておるのじやないですよ。

開拓者の首農振興法を審議するため

質問しているわけです。政府の不手

わによって開拓行政がうまくいかないから、その跡始末をするためにこの法律をお出しになつたのでしよう。その場合、何のために地方公共団体が政府と同列の立場に立つて利子補給とか損失補償までしなければならぬかということなんです。その点だけです。

○安田(善)政府委員 中央政府である国の不手ぎわばかりで開拓の現状がこなせんのですから、芳賀委員と私ども

とが違つた見解になるのじゃなかろうかと思います。自然災害の点でやむを得なかつた点がありまつたり、開拓者の中には努力が足りない場合もありますと、努力を十分にして下さるならばいいのですが、現に國の助成によりまづべきことをやらなかつた点もあります。それで指導して助成しておりますもののが手さわもあつたと思ひます。國がやる

ので、本来県民の民生安定、産業振興のための施策等、都道府県に講じてもらうことになつておりますものを國としましても援助しよう、こういう建前であります。

○芳賀委員 全国開拓者の70%以上がこの対象になるというのでしょ

う。一割や二割がそうだという場合には、國以外の不手ぎわとも言えるけれども、大部分がうまくいっておらぬと

いうのは、やはり今日までの政府の開拓行政の大きな不手ぎわですよ。だから

とも、波及するところは実に重大だと思ひます。

○芳賀委員 あなたからそういう法律

の問題じゃなしに、事態を認定して、そういう見解でどういう方法によらう

かといふ問題だと思います。もう一つの問題として、責任があるから法案

なり予算措置なり政府融資なりすべき

ことではないか、過去の実績に対しても責任が

あるということは、責任が全くないと

お考へもあるが、政府案として提案をいたしました法律案の考え方もありま

して、私どもはこの法案の内容のよう

に考えますと申し上げるよりほかに方

法はないと思ひます。

○芳賀委員 そういうことであれば農地局長の責任の限界といふのはお

ずから明らかなんです。あとは當面の

責任者農林大臣に出席してもらわな

ければならぬと思う。今までの答弁は農林省としての主体的な立場に立つた

答弁としてはなつておらぬと思う。大

蔵省あたりがあなたの口をかりてそ

ういう答弁をするならこれは別です。そ

ういうような考え方方に立つて今後の農

政が展開されるとすれば、これは實に

憂慮すべき事態になると思うのです。

そういう主體性のない、責任を持つて農民を保護することのできないような

農林省なら、これはむしろ大蔵省の農

林水産局くらいにしておいた方がいい

と思う。

○安田(善)政府委員 わかる、わから

委員長に申し上げますが、この程度

以外は農林大臣あるいはどうしても自

治府長官の出席を願わなければなりま

せんから、午後の会議において農林大

臣並びに自治廳長官の出席を願つて審

議を進めたいたいと思います。

○小枝委員長 出席を要求しておき

ます。

それでは午前中の質疑はこの程度に

とどめまして、暫時休憩いたします。

午後は二時から再開いたします。

午後一時十三分休憩

午後二時三十七分開議

○小林委員長 休憩前に引き続き会議

を開きます。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案及び開拓貸農振興臨時措置法案を

議題といたし、質疑を続けます。

八田貞義君

法案の内容の審議に入る

前に、いろいろな開墾地の実態の問題

について二、三質問いたしたいと思ひ

ます。

今までの質問によつて明らかになりましたように、全国の開拓地のほとんど

が不作でございまして、収穫皆無、

長年の借金のためにあえいでいる者が

多いということが明らかにされており

ます。北海道の旭川地方の開拓地の

学校では、全校六十二人のうち約半数

が毎日弁当なしで通学をしているとい

うようなことがいわれております。ま

た山梨県東山梨郡三富村の大平開拓地

では、いまだ一戸当たり十万元の借金を

抱えている。地域的に見ると、こうい

うよう非常な不振状態にあるのであ

ります。それで開拓地に入植した戸数

を三十一年度はわかつておらぬと思

います。それで開拓地に入植した戸数

を三十一年度はわかっておらぬと思

います。

○安田(善)政府委員 三十一 年二月一

日現在で、内地は十二万七千戸、北

海道は二万七千八百戸。

○八田委員 そのうち農業所得で年間

の家計をやつておける戸数をお知らせ

願います。

○安田(善)政府委員 農業所得で年間

の家計費をまかなえる戸数は、かりに

七〇%と押えますと、その押え方も問

題でありましょうが、七〇%以上まか

なえるものは全国で四万七千三百九十五という調査がございまして、七〇%

五といふ調査がございまして、七〇%

以下がその他でございます。

○八田委員 パーセントでお示し願つ

たのですが、こまかい数字はお持ちで

ございませんね。それはまたお知らせ願つ

たいと思います。そうしますと、今

が内地の方は東北を中心としての数

字でござりますか。

○安田(善)政府委員 ただいまの四万

七千三百九十五のうち、北海道が六千

三百四十二戸で、内地が四十万一千五

戸であります。

○八田委員 そうすると、北海道は大

体二十分の一くらいでござりますか。

○安田(善)政府委員 二割をちょっと

こえる数字でござります。

○八田委員 そうすると、内地の方の

東北はどのくらいでござりますか。

○安田(善)政府委員 内地全体では三

割余でございますが、東北も大体同じ

率と考えております。

○八田委員 そうすると、概算しまし

て二割くらいが農業所得をもつて生活

しているけれども、こういうふなことでござりますか。

○安田(善)政府委員 これは狭い意味

で二割くらいが農業所得をもつて生活

しているけれども、こういうふなことでござりますか。

○八田委員 そうすると、概算しまし

て二割くらいが農業所得をもつて生活

しているけれども、こういうふなことでござりますか。

○安田(善)政府委員 これが狭い意味

で二割くらいが農業所得をもつて生活

しているけれども、こういうふなことでござりますか。

森県なんかでは、立地条件が悪くて、入植農家四千戸と思いますが、四千戸のうち、ある期間出かせぎに行つた

特殊の地帯もありますが、これらの申し

上げましたことで、経済状況を御判断

願いたいと存じます。

○八田委員 大体の数字でお示し願つ

たように、入植者の家計状況と申しま

すが、經濟状況は非常に悪い。大部分

は収支が償わないで赤字経営に悩んで

おる、こういうふな数字になるわけ

でございます。そこで、開拓地に入る

場合に、農機具や家畜購入とか共同施

設などの營農資金として、現在どれく

らいお与えになつておるのですか。金

額をお知らせ願いたい。

○安田(善)政府委員 入植されるとき

は、当初まず基本資金といつしまして

全国平均十七万八千円を、三ヵ年にわ

たって、開拓者資金として、三分六厘

五毛の低利のものを供給します。上北

などは二十万円、根糸などは二十二万

円が限度でございます。

○八田委員 今の平均の入植時の營農

資金が十七万八千、詳しくは十七万七

千七百九十二円ですか、この数字を出

された基本をお示し願いたい。

○安田(善)政府委員 今では常識に

なつております營農類型に応じまし

て、その生産手段を与えるようになつ

ておるわけでございますが、係の方か

ら御説明させることにいたします。

○八田委員 私はそれがあなたの答弁

でははつきりしないのですが、第一次

の營農類型の六万四千円に対して物価

指數の変動値を乗じた――その物価指

数の変動値は大体二・七八、これを

かけて、現在の十七万七千八百円とい

うものができた、こういうようによつておるのですが、その点いかがですか。

○安田(善)政府委員 その通りでござ

ります。

○八田委員 そうしますと、第二次營

農類型の改訂によりますと、この入植

營農資金というのは四十六万二千九百

円となっておりますが、これは半分に

満たないわけなんですね。こういうよ

うことで、実際に入植資金として十

分に活用されておるか。活用できない

のです。実際は二十三年に立てられた

營農類型というのは、五年たてば黒字

になるというような考え方からやられた

ものと私は了解しておるのでですが、と

ころがその第二次改訂によるところの

營農資金としては四十六万二千九百

円、半分です。この点いかがですか。

○安田(善)政府委員 当初の六万数千

円にさきき申されおります倍率をか

けると、資金は十七万八千円になります

ので、その農家の營農資金総体を類

型が形成される五年後でありますと、

四十六万なんばになると考へます。そ

の間に農協や信用保証協会等の資金が

ですので、その農家の營農資金総体を類

型が形成される五年後でありますと、

四十六万なんばになると考へます。そ

の間に農協や信用保証協会等の資金が

加わって、合計でそのぐらいいく、こ

うことになります。

○安田(善)政府委員 二十二年に立案

して額をきめましたのを、二十六年に

変更しましたので、そのときの基礎に

された数字でございます。

○安田(善)政府委員 二十二年に立案

して額をきめましたのを、二十六年に

変更しましたので、そのときの基礎に

された数字でございます。

○安田(善)政府委員 うことになつております。

○安田(善)政府委員 その点いかがですか。

います。

○八田委員 そうしますと、第二次營

農類型の改訂によりますと、この入植

營農資金というのは四十六万二千九百

円となっておりますが、これは半分に

満たないわけなんですね。こういうよ

うことで、実際に入植資金として十

分に活用されておるか。活用できない

のです。実際は二十三年に立てられた

營農類型というのは、五年たてば黒字

になるというような考え方からやられた

ものと私は了解しておるのでですが、と

ころがその第二次改訂によるところの

營農資金としては四十六万二千九百

円、半分です。この点いかがですか。

○安田(善)政府委員 当初の六万数千

円にさきき申されおります倍率をか

けると、資金は十七万八千円になります

ので、その農家の營農資金総体を類

型が形成される五年後でありますと、

四十六万なんばになると考へます。そ

の間に農協や信用保証協会等の資金が

加わって、合計でそのぐらいいく、こ

うことになつております。

○八田委員 私はそれがあなたの答弁

でははつきりしないのですが、第一次

の營農類型の六万四千円に対して物価

指數の変動値を乗じた――その物価指

数の変動値は大体二・七八、これを

かけて、現在の十七万七千八百円とい

うものができた、こういうようによつておるのですが、その点いかがですか。

○安田(善)政府委員 うものができた、こういうようによつておるのですが、その点いかがですか。

○安田(善)政府委員 うものができた、こういうようによつておるのですが、その点いかがですか。

○安田(善)政府委員 うものができた、こういうようによつておるのですが、その点いかがですか。

○安田(善)政府委員 うものができた、こういうようによつておるのですが、その点いかがですか。

○安田(善)政府委員 うものができた、こういうようによつておるのですが、その点いかがですか。

○安田(善)政府委員 うものができた、こういうようによつておるのですが、その点いかがですか。

方で開墾する場合に要する実際の経費はどのくらいとお考えになつておりますか、調査の成績をお示し願いたい。

○安田(善)政府委員 この類型を提供しますのは手開墾でございまして、入植後開墾に関しましては自家労力でやつていただくことにしまして、予定配分面積のうちの耕作用の面積でございますが、その八割について四割強の補助金をさらに加えてやつております。

○八田委員 そのペーセンテージでなくて、実際の数字をあげてお示し願いたいと思うのです。

○安田(善)政府委員 開墾作業費は八〇%までにつきまして補助率四割五分をもちまして十三万円であります。

○八田委員 十三分円という数字はどこから出たのですか。

○安田(善)政府委員 内地の二町五反を開墾する事業費給体としまして二十万九千四百八十七円を基礎にいたしまして、その面積の八割に補助率の四割五分をかけまして十三万二百六十九円、こういう想定でござります。

○八田委員 私は実際の開墾費はどういうふうになるかということを言つておるでございまして、たとえば入植當農資金として十七万七千八百円を与えておる。実際は北海道と内地に分けた場合、金額にしてみると——数字がおわかりにならないとすればこちらの方で申し上げたいのですが、北海道では大体七十四万六千円ばかりかかる。内地では二十八万二千円から五十九万六千円ほどかかる。こういう数字になつてくるわけでござります。この数字がら申しますると、必要経費といふよりもはるかに少い金しか与えていない。あとは自分で工面してやら

なければならぬというような状態になつているわけですが、そこで今入植時の方の営農資金の立て方が実際の数字に非科学的な基礎の上に立つての施策である、こういうふうに言わざるを得ないのです。私のして言わしむればまことに非科学的な基礎の上に立つての施策から見ましてもはなはだ問題点がござります。私がして言わしむればまことに非科学的な基礎の上に立つての施策

いたいと思いますが、七町歩を開墾する北海道の入植者に対しましては耕馬が初年度は二戸に一頭、次年度に一戸に一頭、内地の場合は四町歩の場合で一戸に一頭の割合で手に入る、こういふように実際はなつておるのですが、

辺倒といふものが開墾地の営農方針となり、そうして一般の不振状態が招かれ、こういう結果になつてくると思つ申し上げたいのは、家畜導入のやり方を一体どういうふうにしてやられておつたか。家畜導入のやり方に一つお知らせ願いたい。

○安田(善)政府委員 関係課長をして説明されることにお許しを得たいと思ひます。

○安藤説明員 従来の家畜の導入につきましては、先ほど局長から答弁がございましたように、基本営農資金が十七万七千八百円というものがございますが、これの中には実は家畜の購入資金まで含まれておる計算になつておつたわけでございます。ところがそれでは到底家畜の購入まではまかない切れないので、こういう事情がはつきりいたしまして予期した諸収入が得られるといふことで今日まで続いておりますが、さらに最近の天候の状況とか気象の状況とか営農進度の観点からしまして

○八田委員 農地の経営と土地の他立地条件並びに家畜の頭数は、二十七年にそのくらいで営農類型として東北では一體畜産収入が農業収入に占める割合が何%、関東では何%でもつて農業所得をまかなえるか。内地と北海道とを比べてみた場合に、一體畜産

○安田(善)政府委員 詳しいことは、これまでの実績をお知らせ願いたい。

○安田(善)政府委員 大体现行類型の五類型の作付面積と、役畜をどう見るか、乳牛と豚をどう見るか、目標の農業粗収入をどのくらいに見ておるか、現状はまたどうであるかといふこと

○八田委員 まずたのんで、二十七年度から中期資金計から役牛、役馬あるいは乳牛の購入をいたしまして開拓者資金通特別会員も、從来の手開墾の方式ではそれに家畜を役牛または乳牛として導入する方針では改訂を遠からず要するものとして研究をいたしております。

○八田委員 今までの開墾の実態調査の数字から見ますと、いろいろと經營不振の面が考へられて参りますが、今までの開拓政策の中心をなすものは米麦であります。いろいろな成績を見ましても、その経済効果というものは米麦の生産量によって査定されているようではあります。そうして建設事業の人員も米換でもつて、人員がきめられている。これが果して今後の開拓方針と

す、実際今までやられてきた方法なのです。私が調べたところをちょっと申しますと、それで御訂正願

いたいと思いますが、七町歩を開墾する北海道の入植者に対しましては耕馬が初年度は二戸に一頭、次年度に一戸に一頭、内地の場合は四町歩の場合で一戸に一頭の割合で手に入る、こういふように実際はなつておるのですが、

辺倒といふものが開墾地の営農方針となり、そうして一般の不振状態が招かれ、こういう結果になつてくると思つ申し上げます。そこで

これが間違いありませんか。

○八田委員 こういうようような家畜導入のやり方でもつて、既墾地と違つて労働力がずっと多くかかる開拓地で、このようないい開拓費では土質の改良は非常にむずかしいと私は考えるのですが、この点についてどうお考えになりますか。

○安田(善)政府委員 個別条件並びに家畜の頭数は、二十七年にそのくらいで営農類型として予期した諸収入が得られるといふことで今日まで続いておりますが、さらに最近の天候の状況とか気象の状況とか営農進度の観点からしまして

○安田(善)政府委員 まだ実績を

見ておるが、現状はまたどうであるかといふこと

○八田委員 まずたのんで、二十七年度から中期資金計から役牛、役馬あるいは乳牛の購入をいたしまして開拓者資金通特別会員も、從来の手開墾の方式ではそれに家畜を役牛または乳牛として導入する方針では改訂を遠からず要するものとして研究をいたしております。

○八田委員 正確な数字はあとで出していくだけことにいたしまして、そこ

で第一次、第二次と営農類型が改訂され参りましたので、この第一次、第二次と営農類型が改訂され参ったのであります。いろいろな成績を見ましても、その経済効果というものは米麦の生産量によって査定されているよ

うであります。そうして建設事業の人員も米換でもつて、人員がきめられて

いる。これが果して今後の開拓方針と

して正しかかどうかということを考えてみる必要があると思う。特に開拓地の大半は畑作地帯であります。畑作地としては五〇%以上の畜産収入が完成時に即しない営農類型を改訂され、第三次改訂をお考えになつていいのか、これをお知らせ願いたい。

○安田(善)政府委員 詳しいことは、今申し上げましたように文書でお答えいたしますから、できる限り簡潔に内

容を申し上げますと、現行類型はその内容をあまりはつきりしてないといふことでございますが、そういう面も残っているかと思いますが、こういうことで決定しております。一町二反歩の耕地面積の型のところでは、作付は三町三反歩、これは作付率の関係でござりますが、役牛は三分の一、三戸に一頭、豚一頭、鶏を入れる。そうして畜産収入を入れた農業粗収入が二十二万七千六百円。二町歩、二町五反歩、三町歩、四町歩、六町歩、七町歩、八町歩、十町歩と、東北を経て北海道の方へ行くに従つて、經營規模がそういうふうに拡大しますが、役牛その他中家畜、鶏等を省略いたしまして粗収入で申しますと、二十四万五千円、二十六万四百三十円、三十万五千七百円、三十二万九千九百円、八町歩で四十万円、十町歩で五十万円、こういうことと申しますと、その付近の既存の農家の中堅層で現にやつておらる姿、それを基礎に描いたわけでございます。

○八田委員 この法律で「営農の基礎が不安定な開拓者が協同して自主的に

その営農の改善を図ろう」こういうことがこの法の第一条に書いてございま
すが、この営農の基礎が不安定とい
うことの判定基準になるようなものをお
示し願いたい。

○安田(書)政府委員

営農基礎の不安

定な開拓者といふのは、主として農業
生産の基礎的条件が整理されていない
い、それから災害等の理由で多額の負
債を背負つておりまして、入植後五年
を過ぎて十年近くになつても開墾率が
進まないで経営と生活が安定していな
いものというつもりでございまして、
それを農林省令の基準といつてしまし
て、この前申し上げましたように経営
規模別の農業粗収入で押えてみたいと
思つておりますが、先ほども営農類型
で申し上げましたところによりまし
て、現行は五類型であります、これ
を法でねらいますところにも感じま
して七類型にいたしまして、経営規模の
順に申し上げますと、一町二反類型は
二十三万円以下の粗収入である場合は
不安定である。一町二反歩から二町歩
までは二十五万、二町歩から二町五反
歩二十七万円、二町五反歩から三町歩
三十万円、三町歩から四町歩までは三
十五万円、四町歩から八町歩までは四
十四万円、八町歩以上は五十万円、そ
のそれぞれの金額以下のものは営農類
型から見ても經營診断から見ても不安
定の基準としていいだらうと、一応案
を議しております。あわせて農家の負
債のことも考へたいと思っております
ので、その基準は、農家の年間の負債
の償還金が農業粗収入の一割以上あれ
ば、開拓農業経営として見まして、負
債能力と負債の償還するもどである粗
収入から見まして、そのくらいのバラ

ンスがとれてゐるであろう、こういうこ
とが見ております。

○八田委員

「開拓地における農業の健全な発展」

といふことをうたつてあります、農
業の健全な発展ということ、これにつ
いて、この法には主として災害地に対
する借りかえ資金の供給とか利子補
給、あるいは損失の補償、こういった
ものによって農業の健全な発展を期そ
うというふうにこの法案の趣旨を了解
するのであります、果してこれだけ
でもつて今後の開拓政策として完全で
あるかどうか、もちろん完全という言
葉はいろいろ意味しますが、これだけ
の方法によつて今後の開拓政策を強力
に進めていますが、果してこれだけ
で健全な発展はこういった資金面の
融通だけによるものかどうか、この点
についてお答え願いたいと思います。

○八田委員

今開拓地の選定基準をお

思つておられますと、主として財政上の問題だけ
が取り上げられてお答えになつておる
ようですが、健全な農業の発展
というものは財政上の措置だけではなく
て、実際に開墾に当つておる人々の健
康状態ということがやはり主眼になる
ものと想うのであります。実際今まで
一体どういうような方法で入植者を開
拓地に移入されておるか。入植者の選
定基準といふものがおありになると
うのであります、選定基準について
一つおっしゃつていただきたいと思
います。

○八田委員

今まで開拓地の衛生状況
を見ますと、ほとんど立地条件に対す
る選定基準といふものが守られていな
いのです。まだ入植者を見ますと、

大半は農業未経験者といふような者
が多い、しかも終戦後緊急対策として
大面積取得方式といふものにかわりま
すが、その後二十四年になつて初めて
開拓地の選定基準が出てきたわけであ
ります。ところが今日は開拓地においては
とんどやられておる方法は土質の改良
事業が主となってきております。そこ
で今日開拓地には置き去りを食つてお
る緊急開拓者といふものが相当あるわ
けです。この人々は生活保護費をも
らつて初めて生活できるというよう
な人が多いわけです。そこで局長
は、現在この開拓地に入植された人々
の衛生状況といふものを、どのような
基準でつかまれておるかどうか。實際
に入植しつばなしでなしに、入植され
た人々がどのような生活状態で開墾に
当つておるか、衣、食、住、労働、こ
ういう面から見まして、今までの開拓
地衛生と申しますか、こういったもの
に対して果して正しく健康配置がなさ

会計あるいは国の債権管理法、あるいは
予算補助そのもの……して法律の
根拠を要しません予算融資等の措置は
それによりまして、おののの、たとえば
建設工事によりましては開墾建設の予
算措置とその農林省あるいは県により
ます代行工事、そういうもののを通じ
ましてやつていくものだと思います。

○八田委員

「開拓地における農業の健全な発展」

といふことをうたつてあります。機械開
墾の地域について行なつております
ところの農家をバイロット的だと申
ししますか、表土の厚さでありますと
か、砂れきがどのくらい混入して、大
きな石がたくさん入つてないかとか
いう割合でありますとか、それから気
象条件等告示で定めてあります。

○八田委員

今まで開拓地の衛生状況
を見ますと、ほとんど立地条件に対す
る選定基準といふものが守られていな
いのです。まだ入植者を見ますと、

○安田(書)政府委員 農林省におい
て特殊の意味をもつてバイロット・
ファームにしておりますのは、機械開
発公団の創設をいたしまして、今御意
見をいただき、私が御説明または解答

いたい。それからやはり第一條に書いてございま
すが、この営農の基礎が不安定とい
うことの判定基準になるようものをお
示し願いたい。

○八田委員

當農基礎の不安

定な開拓者といふのは、主として農業
生産の基礎的条件が整理されていない
い、それから災害等の理由で多額の負
債を背負つておりまして、入植後五年
を過ぎて十年近くになつても開墾率が
進まないで経営と生活が安定していな
いものというつもりでございまして、
それを農林省令の基準といつてしまし
て、この前申し上げましたように経営
規模別の農業粗収入で押えてみたいと
思つておりますが、先ほども営農類型
で申し上げましたところによりまし
て、現行は五類型であります、これ
を法でねらいますところにも感じま
して七類型にいたしまして、経営規模の
順に申し上げますと、一町二反類型は
二十三万円以下の粗収入である場合は
不安定である。一町二反歩から二町歩
までは二十五万、二町歩から二町五反
歩二十七万円、二町五反歩から三町歩
三十万円、三町歩から四町歩までは三
十五万円、四町歩から八町歩までは四
十四万円、八町歩以上は五十万円、そ
のそれぞれの金額以下のものは営農類
型から見ても經營診断から見ても不安
定の基準としていいだらうと、一応案
を議しております。あわせて農家の負
債のことも考へたいと思っております
ので、その基準は、農家の年間の負債
の償還金が農業粗収入の一割以上あれ
ば、開拓農業経営として見まして、負
債能力と負債の償還するもどである粗
収入から見まして、そのくらいのバラ

その機関であります開拓者資金特別
基準といふものはやはりその地方で
知らせ願います。

御調査になつたかどうか、お知らせ願
れておるかどうかということについて
御一考願ひます。

○安田(善)政府委員 農林省の補助を
もちまして、開拓地には當農指導員の
ほかに保健婦を置き、保健所も置きま

して、かたがたまた小学校、中学校の分校の校舎の援助もいたしましたり、嘱託医を設けるように続けて参っておりますが、それについての、官庁補助事業に伴う客観的な報告等はございま

今後努力しようと思つております。そ
しての衛生統計は持つておりません。
が、まだ全開拓地域及び開拓者につ

これから生活内容からしまして、経営診断を過去三年、約七百戸についてやってみましたところによりますと、不振地区においては、特に衛生状況また食生活状況、係数で表わせばエンゲル係

数となりましよう、あわせて生活水準
が粗収入の状況から反映して縮小され
ておりますが、開拓者について付近の

○八田委員　実際の開拓地の衛生状態
中堅の農家層から見ると、七割以下程度の状況にあると思っております。

というものは、最低をいいているとい
えば最低です。もちろん最低と申しま
しても基準があるわけであります

が、根釧原野の別海村における開拓地の実際の状況を総合的に調査いたしてみますと、衛生状態についてはまこと

に寒心にたえない。別海村は一つのペイロット・ファームとして建設される意図のもとに、相当世界銀行から金を

借りておやりになつてゐるというふうに聞いておりますが、一体その点はどうでしよう。

て、機械開墾をする機械を購入しまして、入植農家また地元の開拓者につきまして、委託を受けて機械開墾をいたしました事業につきましては、すでに御了知の通りだと思いますが、世界銀行の借款を受けることになつておられます。それはすでに調印が済みまして、数日前から資金が具体的に借りられる段階になりました。

○八田委員 今後開拓地衛生をどういうふうにして進めていかれるか、御方針があればお伺いいたしておきたい。

○安田(善)政府委員 専門的な担当をいたしております厚生省とともによく相談をして、今後の措置は研究すべきだと思ひますが、開拓地は多くは米麦をねらわない生産で、陸稻、豆類、麦、雜穀、それに畜産というものを今まででも貧弱であるがねらつて参りましたので、これをさらに経営振興いたしますと、蛋白また動物的蛋白の供給源を自分で持つことになります。まず食糧、栄養の見地からは、エングル係数をもつと下げるよう、食糧の内容が蛋白、脂肪——蛋白は植物及び動物ともにふえるように持つていきました、食糧以外の衛生設備と申しましては、高冷地で環境そのものが衛生的な所が多いのですけれども、人の生活の態様からいきますと、衛生的な処理が住居、台所、便所、その他家畜のいる所等において十分でございませんので、逐次健全な農家になると同時に、その面も改善されるよう努力いたしていきたいと思います。

○八田委員 厚生省と連絡して衛生対策をきめる、食改善もやつていくのだ、こういう御方針でございますが、実際に開拓地における経済状況は、先

ほどお示いたしましたように、自分の家庭の衛生費に回す金などは全然ないんですね。さらにまた厚生省の協力を得るとなれば保健所の衛生指導になりますが、保健所というものは過去の人口数から割り出してきて置いて

ります。現在どういうふうにしたならば、今医療施設に悩んでおる開拓地の入植者の希望をかなえさせることができないか、こういうことについて何かお考えがあればお知らせ願いたいと思うのであります。

いるわけです。ですからこれからどんどん開拓地に入植されて人口数がふえていきますと、保健所の数をふやしていかなければならぬのです。ところが今日の保健所設置法によりますと、そういうふうに簡単にいかない。現在開拓地における医療施設というものはほとんどございません。病気をすれば

○安田(善)政府委員 三十二年度に具體的に考へ、かつ実行もできる、こうしたことについては取り立てて申し上げるものは遺憾ながらございません。

常備薬や薬莢をもつてなおす。医者にかかるときはもうおそくて死んでしまう、こういう状態になつてゐるのであります。なおだいま食改善のお話がありましたが、住宅なんかにも、禹小屋の方

おいては、特に入植から健全な安定化した農家に育てられるまでの産業経済政策等十分でなく、やむを得ずまたよそで手が抜かれるから、積極的に生産と生活とを一本に見まつて小学校から中

が大部分を占めておりまして、人間の住む所の方が非常に狭い、実際に住宅を見ますと、このような開拓地衛生対

学の分校程度までは農林省でお世話を申し上げました、有線電話の設置等を考へておるつであります。ご

策でもって今後開拓地の振興ができるだろうか。この法案を見ますると財政上の問題についてはいろいろ書いてござ

なんだ開拓地の社会の発展とともに、開拓地でない古い山村の農家でも同じ

ざいますが、衛生対策については何ら盛られていない。これではほんとうの開拓地の首農振興とはならぬと私は思

私が最も喜んでいたのは、新しい開拓地で
人が住む社会ということでございます
から、将来は漸次行政としても分化し
て、両者は厚生省、両者は主たる関係者

開拓地の省農振興のためには衛生費を
うのであります。ただいま方針だけの
お示しを願いましたが、現状ではもう

（後編）は厚生省、任守は厚生省医政局、文教は文教当局の方へ早く引き移つて、一層力が尽される方が私は望まないと思つてゐます。

出す必要があるわけです。農林省としてただ単に厚生省だけの力にたよってやろうと思いましても、保健所の活動

○八田委員 将来はそういう分業が望ましい形態でございますけれども、現在緊急な状態があるのですから。

はある程度期待されても医師の配置は全然望めません。こういう点につきまして、今後農林省として開拓地の医療施設はどうあるべきかということについてのお考査がもつてかかるべきなり

田舎の医療は、むちも腰があるわけですね。うどうしても医療施設というものを持たなければこれからやつていけない。将来はだんだんそういうふうに文教は文教、厚生は厚生、開墾は農林省、こうへうとうこかくへ子をひき

るでしょうが、現在はこの不振状態にある開拓地の衛生を改良していくなければ成功は望めないという実態にあるわけです。ですからどうかこの面につきまして、ただ単に人間を入れるのでなくして、やはり健健康状態、衣、食、住、労に対するところの健康配慮といふものをやはり開拓官農の計画の中に組み入れておく必要があると思います。そうしませんと、ただ単に人間を入れっぱなしにしておいたのでは、人間の生活に対するところのほんとの筋金が入っていないわけでありますので、この点農林省として十分にお考え願うことにいたしまして、私の質問は終ります。

墾地の場合も新規造成の場合もありますが、その土地を利用して耕作してもらう。また耕種ばかりでなしに、畜産その他広い意味の農業として利用します。農業的な経営を営む世帯を創設する。特に林業による開拓とか漁業による開拓を一応除いて御意見を承わり、意見を申し上げておる。こういうことあります。

土地、この既耕地にこれを造成して人を入れることは果して開拓であるかどう

ことあります。

○稻富委員 それでは具体的に承わり

たいと思いますが、すでに未墾地でございません既墾地、現在拓殖しておる

ことあります。

○稻富委員 たゞいま開拓に対する基

本的な問題はわかりましたので、さら

に具体的な問題をお尋ねしたいと思

ります。これは先般農林省には話してお

りますので、資料はそこにあると思

りますが、具体的に千葉県の佐

原地区の八筋川沿岸の開拓地の問題で

ございますが、農林省はこの問題をど

の程度に御承知であるか承わりたいと

思ふんです。

○安田(善)政府委員 千葉県の佐原

市、香取郡の神崎町を含む地区のいわ

ゆる佐原地区としましては、建設工事

としましては農林省が国管として採択

いたして行なつておりますが、県をし

て代行せしめておりますので、そういう

意味で存じております。まだ完成を

しておりません継続中の地区であります。

その地区につきまして二百三十五

町歩四反ばかりのうち百町歩ばかりが

既墾地で、あわせ買収を政府がいたし

ます。その地区で土地配分を行なつた

終り、一部入植せしめましたが、土地

の売却はまだ全部できません。一部使

用を入植者にさせておる状況について

渡したのが三十年十一月であります。

○稻富委員 ただいまの佐原地区の問

題であります。その意味にお

いて存じております。

○稻富委員 ただいまの佐原地区の問

おつた方は、それがためにその耕地を追われて、現在耕す土地を持たないという非常に悲惨な状態に置かれておる人もあるわけです。こういうような事実を果してあなたの方は開拓事業としてお考えになっておるかどうか、この点をはつきり承ねばいいわけです。

○安田(善)政府委員 今仰せられました事実はその通りであるかというのが第一点と、開墾建設工事というその工事の建前はどうかということと、先生のおっしゃる意味はそのあとであろうと思いますが、開拓入植せしめるための地区計画、土地の配分計画、その次の一時使用、売り渡し、そこへ入ってきただの方々を一般の開拓者として取り扱うか、こういうことに分れると思ひます。

第一の建設工事は、あわせ買収をして開拓建設工事として國の費用で県が代行工事で事業をする場合、水路等の施設を設けます場合は、既墾地を未墾地にするわけではありませんで、水路工事のためにつぶすということはある。それは普通の一般の耕地の土地改良事業と同じだと思います。あそこは川のそばからの傾斜地であります。水路はまん中に置くのが一番妥当であるが、傾斜地であるから盛り土をして合あわせ買収しました土地は以上申し上げましたようですが、既い、そういうことについて今稻富先生のお話が出てきたかと思いますが、私が目下農地局の局内で検討して確かめておるのはそういう説明でありますから、なお詳しく調査をさせ直せております。

それから配分の点につきましては、二十七年九月県の開拓審議会において選定してあるのでありますから、最近に

至りまして訴願が出来まして、お話をようあわせ買収地は旧土地所有者に還元売り渡しすべきであるということと

それが直ちに不適格とは思いません。その後管農に精進してくれて自作農になつてくれればいいと思いますが、やはり訴願のありました点もあります。

第一の建設工事は、あわせ買収をしていらないところが大部分であります。一部売り渡してから今日まで時間がかかつておりますので、その間の状況、理由を明確に県の意見をとりまして、これに基きまして県と打ち合せまして、配分は正を要するものがあれ

ばならない、そういうふうに思つております。

○稻富委員

ところがその土地配分の

場合こういう事実がある。あるAとい

う人が自分の周囲を全部耕作してお

た。ところがそこに入植者を入れてき

て、その人がどこかに出でていかなければならぬ。どこを配分するかというと、まだ配分の場所がわからないこ

ういうわけで、自分の家の周囲一町何

反歩を全部自分が耕作しておつたの

を、入植者をそこに入れてきて、そこで

いた人は配分を受けないといふよ

うことをやられておることは——やは

り入植者と同じ配分計画を立てなけれ

ば耕作当事者は不安であると思ひ。全

部が入植者ならそれでいいかもしま

せんが、ところが既耕地に入植者を入

れており、その入植者に先に与えるの

だから、現在田を耕しておられる人は

どこを与えられるかわからぬし、耕

地がなくなつて困つておるという状態

なんです。これは事務的にも非常に間

違つてゐると思うのですが、こういう

点を開拓の振興上認むべきものである

かどうかということを考えなければならない。それから今局長は、これはいろ

いろの事情等によって考えなければな

らぬと言われるが、それでももしも入

植者を新たに入れることによつて、從

来耕作しているところとその土地は変

るかもしれないけれども、耕地が非常

に狭められる、要するに耕地を奪われる、

こういうことを從来の耕作者がされる

ようなことになれば、それは入植者を

入れることも絶対条件じゃないとい

うことを考えなければいけない。そうい

う人たちは土地を奪つてまでも入植者

を入れるのか、この点ははつきりして

おかなれば私は非常に不安である、

この点を一つはつきり承つておき

たい。

○安田(善)政府委員 農地法の範囲に

おきまして、自作農である場合にはそ

の自作地につき、また場合によつては

制限的であります。小作地を持つて

いる場合には小作地につきまして、そ

の既農地を開拓建設工事のためにあわ

せ買収したり、未墾地について開拓計

画を立てる際にあわせ買収地域を含め

一町の田地が少くなるようなことにな

ると困る、こういうことが果して妥當

な開拓事業であるかどうかといふ問題

なんですね。はつきり承わりたいとい

うことです。はつきり承わりたいとい

うことです。

○稻富委員 配分計画に当りますは、あわせ

買収はよく意見を聞いてやるべきもの

と思いますが、土地が極度に小さく

なつたり、土地がなくなつてしまつた

買収のときに、もと所有し、使用して

おつた人に起るようなふうではいけな

いります。配分計画に当りますは、あわせ

買収はよく意見を聞いてやるべきもの

と思いますが、土地が極度に小さく

なつたり、土地がなくなつてしまつた

買収のときに、もと所有し、使用して

おつた人に起るようなふうではいけな

いります。

○安田(善)政府委員 あわせ買収をせ

られましたその農家の人が、あわせ買

収地を含む開拓地の土地配分計画にね

いて他の地域でも配分を受けてもい

い、またその配分の規模もそれでもい

いということになれば、それでいいと

思います。

○稻富委員 私が聞いていますのは、

配分される土地があわせ買収をされて

いるのだから、あえて自分が從来買い

上げられた土地をたどいもらわなくて

いい面積において、入植者が新たに

入つたがために自分の從来の既耕地よ

りも狭い配分を受けては困る、こうい

う問題が起つてくると思うのですが、そ

ういうこともこれは開拓の趣旨に合わ

ないだろうと思う。從来の既耕地を開

拓のために狭められ、しかもそれが、

あるいは耕地整理が何かのつぶれ地の

ために狭めるのはやむを得ないとして

も、新たに入植者が入つてきたため

に從来の既耕地が狭められるというこ

とは、これは大体開拓の趣旨からい

ても沿わないと思うが、これはどうか。ということをお聞きしているのです。

○安田(善)政府委員

稻富先生の御意見と同様に思います。同様に思うがゆえに、土地配分計画をその開拓地域について立てる場合は、そういうふうに配分するといいと思います。しかし万一そうでない場合があつたら、そのあわせ買収された人が同意しておさまるといいと思います。それを納得されればいいと思います。

○稻富委員

納得をすればそれはいいでしょ。うけれども、納得がいかない場合は、納得がいかないようなことをあげて開拓事業としてやっていいかといふことなのです。そこに問題があるわけなのです。それから先刻あるいはみどを掘つたから土を上げたんだ、これは未墾地だと言つておる、こうおっしゃいましたけれども、現地はそうじやございません。川を掘つてそうして土を上げて、土盛りをそこに上げたらいではなくて、りっぱにそれをやつている。そしてそれを写真をとつてあなた方も持つてきていると思う。そういうようなお考へで、これは未墾地でござりますという、それを写真にとつてある。これが未墾地としての開墾だといふうにあなたの方には出されてゐると思います。私は現地申しあげたのですが、一方のこれは純然ければいいと思う。私は現地を見てきました。あまりにも氣の毒な状態に置かれている。また私先刻から申上げたのですが、一方のこれは純然たる良田なのです。これは以前一反に対して九俵くらいできておつた良田なのです。なぜこれを土地改良事業と

してやらなかつたか。あるいは区画整理事業をやる場合、なぜ土地改良事業としてやらなかつたか、なぜこれを開拓したか、聞いてみると不思議なくらいです。これは土地改良事業でやるか、

上された地区です。ここは從来漁村でありますて、この村では一戸当たり平均三反歩くらいしか耕地がない。漁民ができる砂寄せができるそれを従来

個人々々すでに野菜畑にしたり、いろいろ耕作をしておつた。一反くらいずつ耕作をしておつた。それがわせ買収が行われて、今度は開墾建設の事業として、たんばにする計画ができたわけです。ところがやはり今のお話と同じようなことで、二反か三反しか持たない漁民ですから、一反歩の土地でも非常に貴重な土地なのです。非常に貴重な土地があわせ買収をされてしまつて、そのときには必ずりっぱなたんばにしてお前らに戻してやるのだ、こういうことで村中縦がかりで夫役などをやって、その条件をよくして

はおさまるはずであったのが、県の諸君は全額国庫負担による開墾建設は入合事実が起つてるので、私はこれ以上くどくは申し上げません。だがこういうような不都合な事実が起つてるので、これに對しては十分検討してあやまちのないように、開墾の目的に反するような、

ふうにお考へになつておるか、そういう特殊な条件のもとにあらん地域に対し

ても、入植といふものは絶対条件な

か、あるいは絶対条件ではないのか、

この点です。

○石田(善)委員

入植が全然ないといふことはいけないと思う。それならば、一体どの程度まで入植をやればよろしいかということです。

○安田(善)政府委員

やはり二種類の紛糾させているわけです。村の中の話は、たまに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県しておりましたときに陳情が参りまして、私も立ち会つて話を聞いたのです。問題はそう遠いところから押しかけておる。たまたま私せんだって出県おりま

ふうにお考へになつておるか、そういう特殊な条件のもとにあらん地域に対し

ても、入植といふものは絶対条件な

か、あるいは絶対条件ではないのか、

この点です。

○安田(善)政府委員

入植が一つもな

いたいのはいけないと私も思

います。

○石田(善)委員

入植が一つもな

いたいのはいけないと私も思

います。

ほとんど従来の土地の半分はとられることがあります。それではさつきの私の質問の趣旨には沿わないと思います。

○安田(善)政府委員 開墾建設工事として採用するかどうかで判断の余地があるものは半分でなければならぬということを申し上げたのではありませんで、土地改良であるか、開墾建設であるか、両方適用し得る場合は、両方が人がおるから多い方でやつたらよいだらうという意味で半分と申し上げたのです。代行工事を開墾建設でとる場合はどうかというのは、それは代行の最高の基準でありますて、現在は入植が十戸とか十戸以上でその面積が五町歩以上とか、そういう基準でやております。

○稻富委員 そうしますと、先刻の佐原地区のごときは、これを開墾としてやつたことに非常な間違いがあることになる、これは既耕地ですよ、当然土地改良はやれなくなる、それをわざわざその地方の農民たちが利益を占めるために、国の補助をたくさんもらおうと思って開拓ということに名をかりてこれを利用している。それだから今申し上げまする開拓入植者を入れなければいけない、入れれば従来の耕作者の耕地を狭められてくるというのが現在の実情です。それですから今いうような観点から言うならば、こういうような土地の開拓事業というものは、根本から考えなくちゃいけない問題が起つてくると思う。開拓のために今

ままで経験のなかつた人を入植させるることは、長い間耕作をしておった人が耕作地を奪われる、そんな開拓事業というものはあるべきじゃないと思う。この点はあなたのおつしやつたようにして、半分でなくちやいけないと、う變成ると、そういうことが起つてくるから、非常に地方では大きな問題を起しておるわけです。今石田君の言ったような、そういう特殊の地帯というものは、この入植者に対しても、従来そこで耕作をしておつた人の耕作に対する既得権を侵害するような入植といふのは許すべきではないと私は考える。そうせぬと今言うように、農地法でせつかり土地を保証しながらこれをとられてしまう、そうして入植した者は、先刻申し上げましたように従来耕作者でなかつた村の有力者のせがれであるとか、あるいは市の現職にある課長のむすこが入植しているとか、すなわち農村ボスがそこに介在してきて、そうして善良なる農民の耕作地を奪うということになつてくるこういう具体的な事實をもつてお尋ねしているわけです。

こういう具体的の問題のあることに對しては、ただそういうような半数でなくちゃいけないだろうというようなことはではなくて、特殊の事例として考えることが必要ではないか、しかも今申し上げますように、従来の耕作者の既得権は侵害しないんだということは基本的にやらなくてはいけないと思ひます。この点を一つ。

規入植者が多いたるうところ、こういう意味で新規入植地、未墾地の開発の方が部分以上ないと開墾工事として採択するのはおかしいだらうということを申し上げたので、それと土地配分のためにあわせ買収したり、既農家を入れて既耕地を尊重して配分しなくちゃならぬ、あわせ買収したり、工事しても農地法の範囲内で耕地の既得権は尊重せねばならぬ、そういうものがこんがらがったようでございまして、あとの場合は当然に稻富先生のおっしゃる通りであります。先の場合は事業を採択した当時と今とは開墾建設事業を採択するのに研究の余地がありまして、範囲をだんだん狭めてあわせ買収などとなるべく少くあって、そうして未墾地の開拓事業とか、その結果としてできた土地なら新規入植をする人が多いところでなければ開墾建設事業としては採択しないように少し変つておるようです。それは明確な基準はまだございませんということを申し上げたわけです。

実情に即さないでただ公簿面によつて開墾をやつておる、ここに大きな問題があるわけなんです。それでその点は今申し上げますように、その点も十分勘案して配分等は考えなければいけないと思うわけです。公簿面だけによらずして実情に即した配分計画というものをやることが妥当である、それがために半数に足らないようなことになつてもこれは例外としてやむを得ないんだ、そもそもそういう当初の起きは、そういう公簿面からきてるならば、こういうような考え方も必要ではないか、こういうことを申し上げるわけです。

それで判断すればいいと思います。
○石田(宥)委員 さきに申し上げるところへどうしても人植しなければ事務をやらない、こういう結果になつてゐる。それは取りやめになりますかどうか。
○安田(善)政府委員 その土地が未墾地でありますて、未墾地を開墾をする事業が適當であるかが第一でありますて、国費全額負担の工事を開墾工事としてやる場合は、実体が開墾であつても、なるべく新規入植の方が多い方が望ましいことだと思う。そうでなくやいかぬということではないと思う。
しかしそれを例にとりますと、小さい地域の、たとえば小団地の開墾といいますと、これは五割補助の事業で、一種の開墾というものが事実あります。ところが原則としての開墾は国費負担でやりたいという方針を持つておられますから、そこでなるべく補助事業の方に引きずられないために申し上げたのでありますように、具体的な事業採択のことを申し上げたのであります。
○石田(宥)委員 その点は具体的に私は聞いているのです。抽象論ではないのです。しかもこの問題は、清野建設部長は、そういう特殊地域においては必ずしも入植というものを絶対条件としなくともよろしい、こういうことを言つている。清野建設部長の考えと局長の考えは非常な食い違いがあるわけです。私どもはそういう小さな工事の部分的な問題は建設部長の見解でやりますが、こう実は考えておつたのですが、そうすると、局長は見解が違うわけですか。

しまして、この法案を通過して下さいますと、法によりまして計画的に行えます。すなわち從来のようすに毎年度の予算、財政融資をきめ、一年ごとに措置を実施していくことなどまらず、少くとも五年間は計画して入植農家の不振なものにつきこれを立ち直らせるという態勢になると思いますから、金融機関も、政府の努力、また都道府県の努力と相待ちまして、金を貸しやすくなる。また、あわせて當農振興をはかって、開拓資金の償還をしやすいように信用力をつけられると思います。

○小川(豊)委員 次に本年度の政府出資に伴う予算案の説明ですが、これを見ますと、本年度の出資の中に中小家畜の購入資金の保証を与えるようあります。ところが、本制度による保証は、やはり短期の肥料や飼料その他の當農資材の購入資金の保証を私はゆるがせにはできないと思う。そういう点から、政府はこれから四月以降における資金の需要度に対する保証をどういうふうにお考えになつておるか、この点をお聞きしたい。

○安田(善)政府委員 信用保証協会が行なうる業務の対象といたしましては、法令上では中小家畜はすでにその中に入つておりまして、從来これに充てる資金が乏し過ぎたのと、開拓者側から要望が多いことから、今回は中家畜導入資金の確保を期しまして、三十二年度は三千万円の増資をしたい、それが六倍の貸付金となつて一億八千万円が活用できることになるわけあります。その他の資金といたしましては、肥料で十七億円、飼料で一億九千万円、種苗、農業として一億八千

区の農地事務局の管理部長が保証協会の支部長を兼任しておったところが、これを今度廃止することになつたというふうに聞いておるが事実なのかどうか。事実だとすると、その後の対策なり処置なりはあなたの方でどういうふうにおとりになりますか。

○安田(善)政府委員 農地事務局の管理部長が中央保証協会の支部長に当たる役目を兼ねておるのは適當でないもので、農林省の方針といたしましては、前回の委員会で御質問のありました以前においてこれをやめさせる方針をきめました。それについては、中央保証協会と相談中でございますが、中金の援助を借りるなどしまして、管理部長がその事務をやっておりました場合でも実費の旅費等は支給しておるそうですが、これらを活用すれば田代滑を期して監督者と実行者の責任の区分が明らかになると思います。

○小川(豊)委員 そうすると、事務局の管理部長は保証協会の支部長を兼ねていたが、今度中金の支所長に兼任させる、こういうことになるわけですか?

○安田(善)政府委員 そのところは、研究中でございますが、貸す側と保証する側と保証される側とござりますから、適切なものを探したいと思っておりますが、まだ成案は得ません。だから、まだ実行をいたしておりません。そこで事務管理部長がやらなければならないとすればだれかやらなければな

らぬ。それを考えていないというのは少しうかつで、これは至急考えて対処しなければならぬものだ、こう思つております。もし中金の方にやらせるというなら、それならそれで貸す側と保証する側とで意見が出てくるであります。でも、それがどうもやまない場合には保証協会に対する予算の裏づけ等がないとの仕事はできなくなるのじゃないか、こうも思う。従来農地事務局で当つていた開拓融資の監督の仕事を今後これをどういうふうにするかということは、今後の運営の上からいようと重大な問題だ。この点についてあなたの方で考慮中だと言われるべきじゃないか。それから農地事務局がこれに関係しなくなると、保証協会から別途にあるのは駐在員の形のような人を派遣するようになる。これもまた予算を伴わなければできない。こういう場合に地方交付金との関連が出てくる。それで交付金を減額してこの費用に充てるような考え方を持つていいとは思うのですが、どういうふうに考えておられますか。

ておった、今度中全等がやるかわからぬが、そういうふうに持つておけば一応議論があつても何とやっていけるかもしけぬが、そうでもなく別途に管理していくようになるとうしても予算をつけていいかないともなり得なくなってくるのじゃないか。

○安田(善)政府委員 中央と都道府県に協会がありますから、ロックごとに締めくくることが必要かどうか、私は疑問であると思います。農地事務官があるためにロックで一度締めにくって都道府県にいておるわけでありますのが、そのところは事務の仕事を変えればできるものであるしやるまちので、また役所の者が支部長をやるべきものではない、そういう原則のもとに早急に研究をしたいと思います。

○小川(豊)委員 私はなおお尋ねしたいことがあるが、ほかにも御質問しながら一人で時間を持つておもひませんから、今日はやめておきます。

○阿部委員 農地局長にお尋ねします。開拓當農振興臨時措置法案の第五条前条第一項の規定により補償金の交付を受けた都道府県は、「と書いたりますのがあるので、私一人で時間を持つてもいけませんから、今日はやめておきます。

○安田(善)政府委員 「補償金」というのは「補助金」のミスプリントのようですが、これは何かお間違いやないでしょうか。間違いないとすればそういう都道府県というのはどれをさすのでござりますか。

○阿部委員 委員長伺つておきますが、この法律並びに大災融資の関係について大臣が明日御出席なさるというトがあるので、前に訂正が申し出でござります。

ことですが、そうなつておりますか。そうなつたらそれに關して一、二点伺いたいと思いますが。

○小枝委員長 明日は自治庁長官だけ出席いたします。十時三十分から十一時までの間二十分だけということになつております。農林大臣は明日は出席ができますかねます。

○阿部委員 開拓並びに天災融資の質疑打ち切りに至るまでに一べん大臣に来てもらうことができますか。

○小枝委員長 今晩中に連絡をとります。

○石田(看)委員 今の保証法の中の資金の内容ですが、中央保証協会三億七千五百六十二万円の資金のうち政府出資額が二億八千万円、こうなつてなります。その差額の九千五百六十二万円という資金の内訳を承わりたい。どういう性質のものか。

○安藤説明員 私から御説明いたします。九千五百六十二万円の内訳の九千五百万円は開拓融資保証法ができまして中央保証協会ができましたときに、その前にございました財團法人の日本開拓融資保証協会の基金を引き継いだものでございます。それからあととの六十二万円は地方保証協会の出資金でございます。

○石田(看)委員 そうしますと、開拓融資保証協会というのは一体今どういうふうになつておるのでですか。

○安藤説明員 現在出資団体として残っております。

○石田(看)委員 その団体の構成員はどういうものですか。

○安藤説明員 これは財團法人でござりますので、構成員というものはございません。

○石田(看)委員 聞くところによりますと、この財團法人の開拓融資保証協会といふものの金は元来開拓者の出資したものである、こういうふうに聞いておるのですが、違いますか。

○安藤説明員 これは全國の開拓者が

ら當時出資したものでございます。

○石田(看)委員 今日は午前中から開拓農民の窮状がついぶん追及されて、しかも特別立法の措置をして救済をしなければならないという段階にありますときに、そういう開拓農民の出資したものを見、表面的には何ら開拓農民と関係のないような、こういうところに取扱いをされておるということはまさに遺憾に思うのであります。これは解散をして開拓農民に返すなりあるいはその他の開拓農民の意思に基いて処理するという措置の方法はないですか。

○安田(善)政府委員 財團法人になつてしまつておるものでありますから、その寄付行為に従つて処置しなければいけない。社団法人と違いますから、その措置はどちら方がいいと思ひます。

○石田(看)委員 法律上の措置につい

てはいろいろ問題があるかもしませんけれども、少くとも繰り返すことはないほど答弁は明瞭なのであります。が、これは何らかの手続によつて、開拓農民がもっと有意義に——もちろんこれは開拓農民に因縁のない金ではございませんけれども、少くとも中央保証協会の基金の中にそれだけの負担を農民がしていなければならぬといふことは私は筋が通らないと思うので、これは一つ今ここですぐどうせよといふことは申しませんが、実情に沿つよう

に適切な処理を考えいただきたい。

○安田(善)政府委員 とくと考究をいたします。
○小枝委員長 残余の質疑は明日続行いたします。

○小枝委員長 富樫人君を理事に指名いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十四分散会

○小枝委員長 この際お詫びいたします。ただいま建設委員会で審査中の特定多目的ダム法案は河川総合開発事業として多目的ダムに關し事業の促進、その一元的建設及び管理をはかり、多目的ダムの効果をすみやかにかつ十分に發揮させようとするものであります。等の問題とも関連がありますので、この際建設委員会に連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小枝委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお開会の日時につきましては、両委員長協議の上迫つて公報をもつてお知らせいたしますので、御了承願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小枝委員長 御異議なしと認めます。

○小枝委員長 つきましてはその補欠を委員長において指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

昭和三十二年三月三十日印刷

昭和三十二年四月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局